

都市政策部 政策監グループ



都心のまちづくり 【「にいがた2km」の覚醒】

～市民とともに「かわ・まち・みなと」で紡ぐ過去から未来への成長エンジン～



1. 歴史の継承

- 江戸時代には、北前船の最大の寄港地となるなど、人・物・文化が交流する日本海側最大の湊町として繁栄し、幕末の開港五港にも選ばれた。その風情や趣は現在に受け継がれている。
- 日本海側初の特定重要港湾の指定や、地方空港初の国際空港指定、上越新幹線の開通や、高速道路網の整備など、産業や交通のインフラ整備が着実に進められてきた。
- 2007年には本州日本海側で唯一の政令指定都市となり、さらなる拠点性の向上に向けた施策を推進してきた。

2. 本市の現状・課題

- ① 新潟駅周辺整備事業の進展
- ② 都心エリアで民間開発の兆し
- ③ 若い世代の県外流出と人口減少
- ④ 老朽化したビルの更新の停滞
- ⑤ 進出企業のニーズを満たすオフィス床の不足

3. 時代の要請

- ① ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- ② SDGs (持続可能な開発目標)の実現
- ③ ゼロカーボンの推進 (脱炭素社会の実現)
- ④ デジタル化の進展

4. 【「にいがた2km」の覚醒】へ

みなとまち新潟を象徴する信濃川と萬代橋から広がる「都心エリア」において、高次都市機能の集積や魅力の創出、賑わいづくりを市民の皆様と一体で取り組むことで、『緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア』を創造し、8区のネットワーク強化を図りながら、『本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジン』としていく取組を推進。

5. 都心のまちづくり基本方針 三本の柱

- I. 人・モノ・情報の中心拠点となる 稼げる都心づくり
- II. 都心と8区の魅力・強みのコラボレーションによる
新たな価値の創造
- III. 居心地が良く、市民が主役になるまちづくり

6. 基本方針における推進項目

基本
方針

I. 人・モノ・情報の中心拠点となる 稼げる都心づくり

官民協働による「稼げる都心づくり」を推進し、その成長エネルギーを全市域へ波及。

推進
項目

- ① 都市機能の更新・充実に向けた都心部の再開発促進 (都市再生緊急整備地域の活用)
- ② 戦略的な企業誘致の推進
- ③ 産業DX、ICT推進の先進エリアとしての取組強化
- ④ 歴史・文化・スポーツを通じた賑わいの創出
- ⑤ 観光資源を活かした交流人口の拡大

基本
方針

II. 都心と8区の魅力・強みのコラボレーションによる 新たな価値の創造

都市と田園が調和する本市の魅力発信と、異業種間の協業・変革を進め、次世代に向けたまちづくり。

推進
項目

- ① 「新潟の食と花」の魅力発信
- ② 「儲かる農業」の推進
- ③ 新たな価値やビジネスが創出される環境づくり
- ④ 観光資源を活かした交流人口の拡大【再掲】

基本
方針

III. 居心地が良く、市民が主役になるまちづくり

都市緑化の推進、道路空間・水辺空間の有効活用など、ゆとりと潤いのあるまちづくり。

推進
項目

- ① 都心の水辺空間の魅力を十分に活かした賑わいの創出
- ② くつろげる 歩いて楽しい緑豊かな都市空間の実現
- ③ 都心における各エリアの特性を活かした
良好な都市景観の形成

【にいがた2km魅力発信事業】

◎「にいがた2km」のまちづくりの取組について、市内外の関心を高め、共感を呼び、ワクワク感や期待感を醸成するため、「にいがた2km」特設HP「ニイガタニキロニュース」の運用などを通じて魅力発信を行います。

【東大通“人中心の空間づくり”推進事業】

◎東大通において、人中心の魅力ある空間づくりを推進するため、公民連携による社会実験を実施し、交通への影響や課題等を検証することで、今後の道路空間再構築に向けた基本方針の検討を行います。

【にいがた2km・8区連携オープンイノベーション推進事業】

◎にいがた2kmと8区の連携をさらに推進し、国内外から稼げる事業を創造することを目的に、多様な主体が繋がり・共創する「オープンイノベーション」を実施するとともに、創出された民間事業を支援します。

【にいがた2km魅力創造・8区連携支援補助金】

◎稼げる都心の実現と賑わいの創出を図るため、にいがた2kmエリアにおいて新たな魅力やビジネスを創造する事業、「にいがた2km×8区連携」の促進に寄与する事業などに対し補助を行います。

【にいがたまちあそび学校KAIKOU！推進事業】

◎若い世代が「まち」や「ひと」とつながり、主体的にまちづくりに関わってもらうことを目的に、公民連携でにいがたまちあそび学校「KAIKOU！」を実施します。

【地域の潜在資源を活用したリノベーションまちづくり推進事業】

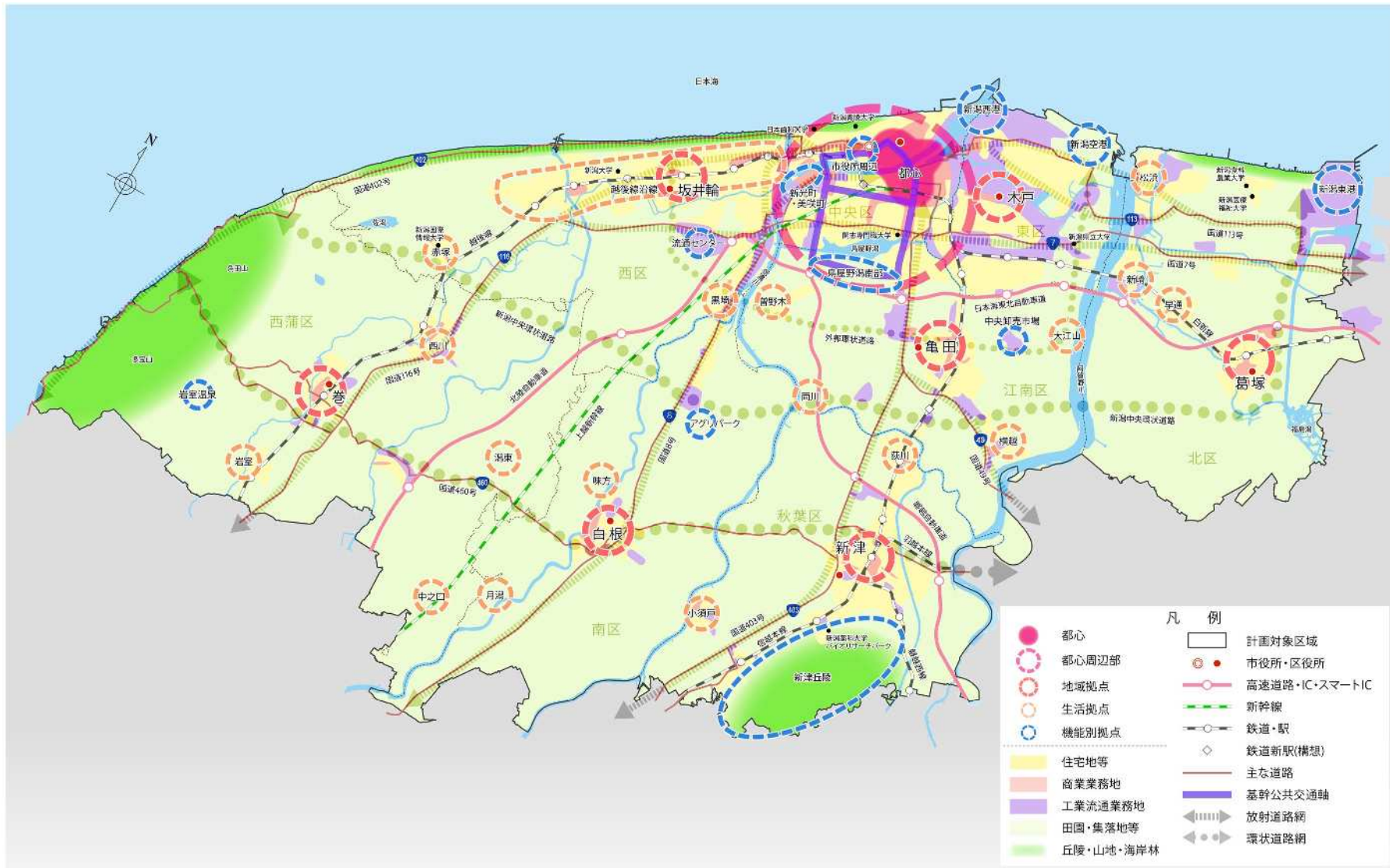
◎遊休不動産等を活かした民間主導によるリノベーションを生み出し、エリアの価値を向上していくため、エリアマネジメントを担う、新たなプレイヤーの発掘や育成、事業化に向けた支援を行います。

【にいがた2km「おいしさDX」産学官共創プロジェクト】

◎にいがた2kmを拠点に、新潟大学やIT事業者、飲食事業者、食品製造事業者と連携し「おいしさ」のDX化を図ることで、本市が誇る食関連産業の高付加価値化と、フードデータを駆使する人材の輩出を目指します。

都市計画課

図 政令市新潟の都市づくりの方針（新潟市都市計画マスタープラン）

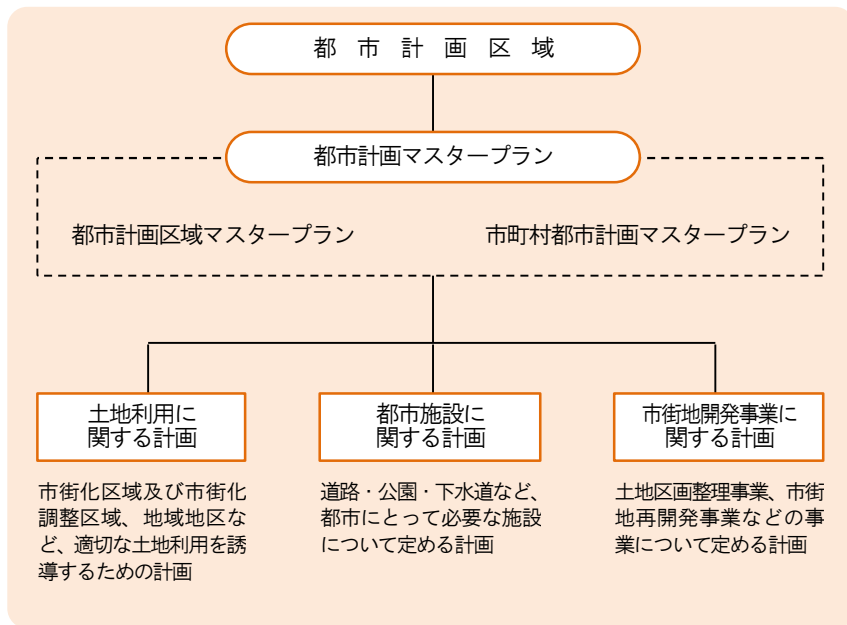


1 都市計画とは

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを念頭に、一体となった土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

そのために、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画について、その定める内容、決定手続き、決定による制限などが都市計画法などに規定されています。

都市計画の体系



2 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定します。

3 都市計画マスタープラン

都市計画では、都市の人口や産業などの動向を踏まえ、将来に向けたマスタープラン（基本方針）を定めます。この定める主体と対象区域によって2種類あります。

1. 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画の基本として、都道府県が都市計画区域ごとに広域的な観点から都市計画の目標や区域区分（線引き）、主要な都市計画の決定の方針などを定めています。

2. 市町村都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

個別具体の都市計画の指針として、市町村の総合計画と都市計画区域マスタープランに即して、その行政区域の都市計画に関する基本的な方針を定めています。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、まちなかに望まれる都市機能や良好な居住環境の形成に向け、適正な土地利用を緩やかに誘導するため、市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めています。

4 市街化区域及び市街化調整区域

『新潟都市計画区域』では、都市計画に区域区分（線引き）を定めています。

この区域区分は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分するものです。この区域区分を基礎として、総合的かつ一体的な都市づくりに向けて必要な都市計画が定められます。

1. 市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

この区域では、市街地としての計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の計画的な整備などが図られます。

2. 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域では、原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。

5 地域地区

地域地区は、住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められます。
本市では、以下の地域地区が定められています。

1. 用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的として定められています。用途地域は12種類に区分され、それぞれの地域区分に応じて、建築できる建築物の用途・建ぺい率・容積率及び高さなどの建築制限が定められています。

2. 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定めるもので、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

3. 高度地区

高度地区は、良好な居住環境やまちなみの維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低の限度を定める地区です。

高さの最高限度を定める地区内では、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみの維持もしくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限が定められています。

4. 高度利用地区

高度利用地区は、主に市街地中心部の用途地域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。

地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などが定められています。

5. 都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、都市再生特別地区を定めることができます。

地区内では、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などを、用途地域に基づく規制にとらわれずに定めることができます。

6. 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

これらの地域においては、一定規模の建築物等を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、防火上の制約を受けます。

7. 風致地区

風致地区は、自然的要素に富んだ土地の自然的景観をなるべく残し、都市の風致を維持するために定める地区です。そのため地区内では、建築行為や樹木の伐採などに制約を受けます。

8. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域・近隣商業地域などで自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため定める地区です。地区内では、一定規模以上の建築物の新築又は増築を行う場合の駐車施設の附置などが定められています。

9. 臨港地区

臨港地区は、良好な港湾機能を確保するための地区です。そのため、地区内の建築行為などに制約を受けます。

10. 流通業務地区

流通業務地区は、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備する地区です。地区内においては、流通業務施設などに限って建設することができます。

6 都市施設

道路・公園・下水道などの施設は、快適な日常生活や事業活動を行うために必要な施設です。都市計画として必要な施設を都市施設として定めています。

1. 道路

道路は、土地利用とともに都市計画の骨格を構成し、広域的な交通体系を形成するとともに、地域から発生する交通を適切に処理するための施設です。

2. 都市高速鉄道

都市高速鉄道は、鉄道の高架化等により、鉄道で分断された地区の一体化を図り、踏切除去による交通混雑の解消や歩行者の安全性を強化するための施設です。

3. 駐車場

駐車場は、都心部における道路交通の円滑化を図り、自動車や自転車の駐車需要に対処し都市機能の維持増進に寄与する施設です。

4. 公園・緑地

公園・緑地は、レクリエーション活動や自然環境の保全など市民生活に潤いと安らぎを与え、また、防災上の空間としての機能を備えています。

5. 下水道

下水道は、日常生活や事業活動によって生じる汚水の衛生的処理や、市街地の雨水を排除するための施設です。公衆衛生の向上や河川等の水質保全に寄与します。

6. 汚物処理場

汚物処理場は、公共下水道で処理されていない汲み取りし尿及び合併処理・単独処理し尿の浄化槽汚泥を処理する施設です。

7. ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却場及びごみ処理場は、日常生活や事業活動から排出されるごみを適切に処理し、清潔で快適な生活環境を形成するための施設です。また、近年ではごみの減量化、再資源化などの視点から施設の整備が進められています。

8. 市場・と畜場

市場は、生鮮食料品等の生産と消費を結び、流通機構の効率化と円滑化を図る施設です。と畜場は、食肉の衛生検査など家畜の処理の適正化を図る施設です。

9. 火葬場

火葬場は、地域社会に必要な不可欠な施設で、周辺の市街化の状況や環境との調和などを考慮し設置される施設です。

10. 流通業務団地

流通業務団地は、流通業務地内において市街地内の流通業務施設を集約し、各流通業務施設が適正に配置され、道路など必要な公共施設を備えた中核的な施設です。

7 市街地開発事業

計画的な新しい市街地の整備や既存市街地の再開発により、快適で住みよい街や魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

本市では、以下の事業を都市計画として定めています。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路・公園などの都市基盤が未整備な地区において、土地の区画や形状を整えながら道路・公園などを一体的に整備し、整然とした市街地づくりを行う事業です。

2. 市街地再開発事業

既存市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業です。

8 地区計画

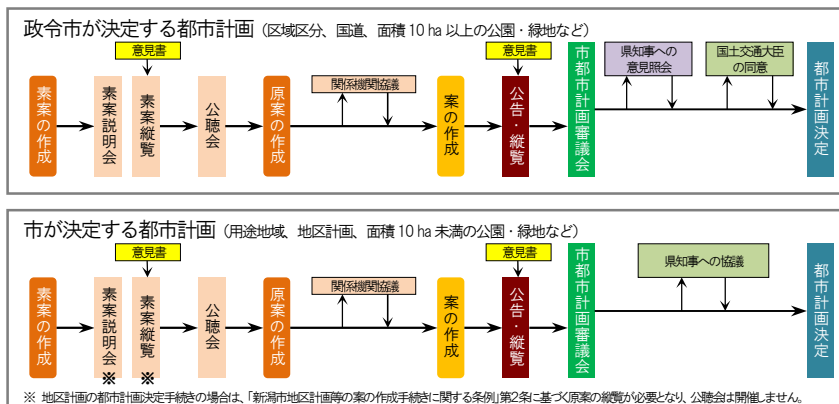
地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路や公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項についてきめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

9 都市計画の決定手続き

都市計画は、広く住民のみなさんの意見を聴いて定められます。

都市計画案の作成にあたっては、説明会や公聴会などを開催するとともに、案の縦覧、市及び県の都市計画審議会の審議などを経て決定されます。

また、住民に身近な地区計画の都市計画案の作成に際しては、利害関係者の意見が反映されるように、条例でその手続きが定められています。



1) 都市計画区域と区域区分(線引き)

新潟都市計画区域 ※新潟都市計画区域は、新潟市・聖籠町の全 域と新発田市の一部で構成されています。	都市計画区域 87,072 ha	市街化区域	15,610 ha
		市街化調整区域	71,462 ha
	新潟市 都市計画区域 72,645 ha	市街化区域	13,013 ha
		市街化調整区域	59,632 ha

2) 地域地区

用途地域	第一種低層住居専用地域 (50%～100%) ※1	約 1,342 ha	高度地区	西大畑周辺地区	約 16.0 ha
	第二種低層住居専用地域 (50%～100%) ※1	約 94 ha	高度利用 地区	弁天町地区	約 0.5 ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%～150%)	約 263 ha		新潟駅南口地区	約 4.8 ha
	第一種中高層住居専用地域 (60%～200%)	約 1,831 ha		花園1丁目地区	約 0.3 ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%～150%)	約 17 ha		古町通7番町地区	約 0.8ha
	第二種中高層住居専用地域 (60%～200%)	約 700 ha	都市再生 特別地区	新潟駅南口西地区	約 0.8 ha
	第一種住居地域 (60%～200%)	約 3,916 ha		西堀通5番町地区	約 1.3 ha
	第二種住居地域 (60%～200%)	約 484 ha		新潟駅万代口東地区	約 0.5 ha
	準住居地域 (60%～200%)	約 206 ha	防火地域・ 準防火地域	防火地域	約 6.4 ha
	近隣商業地域 (60%～200%)	約 12 ha		準防火地域	約 1,836 ha
	近隣商業地域 (80%～200%)	約 395 ha	風致地区	白山風致地区	約 25.4 ha
	近隣商業地域 (80%～300%)	約 267 ha		新潟海浜風致地区	約 172.5 ha
	商業地域 (80%～200%)	約 18 ha		第一秋葉風致地区	約 70.6 ha
	商業地域 (80%～400%)	約 285 ha		第二秋葉風致地区	約 1.9 ha
	商業地域 (80%～600%)	約 108 ha	駐車場 整備地区	新潟駐車場整備地区	約 202.7 ha
	準工業地域 (60%～200%)	約 1,651 ha	臨港地区	新潟港東港区臨港地区 ※2	約 207 ha
	工業地域 (60%～200%)	約 674 ha		新潟港西港区臨港地区	約 133 ha
	工業専用地域 (60%～200%)	約 750ha	流通業務 地区	新潟流通業務地区	約 61.0 ha
	合計	約 13,013 ha	特別用途 地区	大規模集客施設制限地区	約 1,443 ha
	注) 用途地域の()内は、建ぺい率及び容積率を示しています。				
	注) 端数処理のため、各用途地域の合計と合計欄の数値は一致しません。				
	※1:一部外壁後退(1.0m)の制限あり				
	※2:新潟市域分の数値を記載				

3) 都市施設

道 路	計	193 路線	約 529.586 km	汚物処理場	白 根 し 尿 処 理 場	約 10,000 ㎡
	自 動 車 専 用 道 路	4 路線	約 35.490 km		巻 し 尿 処 理 場	約 12,000 ㎡
	幹線街路	174 路線	約 490.136 km	ごみ焼却場	白根グリーンタワー	約 14,000 ㎡
	区画道路	8 路線	約 3.265 km		新潟市新田清掃センター	約 5.00 ha
	特殊街路	8 路線	約 0.734 km		新潟市資源リサイクルプラザ	約 0.65 ha
都 市 高速鉄道	JR 信越線・白新線	約 1.840 km	ごみ処理場		新津市クリーンセンター	約 1.30 ha
	J R 越 後 線	約 2.730 km		亀田町廃棄物処理場	約 0.30 ha	
駐 車 場	西堀地下駐車場	約 8,900 ㎡			新潟地区広域清掃事務組合 亀田焼却場	約 5.80 ha
	石宮公園地下自転車駐車場	約 940 ㎡	卸売市場		新潟市中央卸売市場	約 267,600 ㎡
その他の 交通施設	通 路	3 路線		約 520 m	と 畜 場	新潟植物地方卸売市場
	交通広場	1 箇所	約 4,000 ㎡	新潟市食肉センター		約 43,300 ㎡
公 園	計	219 箇所	約 702.34 ha	火 葬 場	青 山 斎 場	約 42,400 ㎡
	街区公園	186 箇所	約 44.24ha		亀 田 町 火 葬 場	約 10,000 ㎡
	近隣公園	14 箇所	約 23.2 ha		白 根 斎 場	約 12,400 ㎡
	地区公園	9 箇所	約 42.7 ha		巻 斎 場	約 5,800 ㎡
	総合公園	6 箇所	約 272.6 ha	流通業務団地	新潟流通業務団地	約 47.60 ha
	運動公園	3 箇所	約 32.2 ha			
	広域公園	1 箇所	約 287.4 ha			
緑 地	計	10 箇所	約 57.04 ha			
下 水 道	公共下水道 (単独・流域関連)	排水区域 (合流及び汚水)	約 14,819ha			
		排水区域 (雨水)	約 8,961 ha			
		下水管渠	約 11,440 m			
	都 市 下 水 路	排水区域	約 61ha			
		下水管渠	約 2,469m			
	流 域 下 水 道	排水区域	約 ー ha			
		下水管渠	約 101,217 ha			

4) 地区計画

令和8年4月1日現在

地区計画名		面 積
1	新 光 町 地 区	約 21.1 ha
2	も え ぎ 野 地 区	約 16.3 ha
3	的 場 地 区	約 15.2 ha
4	小 新 西 3 丁 目 地 区	約 7.8 ha
5	小 新 流 通 センター東 地 区	約 9.2 ha
6	上 木 戸 地 区	約 21.5 ha
7	空港西1・2丁目地区	約 28.3 ha
8	赤 塚 駅 前 地 区	約 61.0 ha
9	す み れ 野 地 区	約 19.0 ha
10	小 新 梅 田 地 区	約 30.4 ha
11	窪 田 町 地 区	約 1.0 ha
12	緒 立 地 区	約 8.2 ha
13	寺 地 西 地 区	約 3.7 ha
14	北 場 地 区	約 9.9 ha
15	内 野 西 地 区	約 30.8 ha
16	内 野 戸 中 才 地 区	約 5.7 ha
17	姥 ケ 山 西 地 区	約 12.1 ha
18	河 渡 地 区	約 12.5 ha
19	海 老 ケ 瀬 地 区	約 3.7 ha
20	新 通 輪 ノ 内 地 区	約 7.8 ha
21	新 通 地 区	約 28.5 ha
22	小 新 白 鳥 地 区	約 5.0 ha

地区計画名		面 積
23	小 新 地 区	約 7.2 ha
24	松 崎 地 区	約 27.2 ha
25	美 咲 町 地 区	約 25.4 ha
26	荻 川 駅 南 地 区	約 10.5 ha
27	さつき野 駅 西 地 区	約 7.0 ha
28	荻 川 地 区	約 16.9 ha
29	結 地 区	約 20.1 ha
30	川 口 地 区	約 7.1 ha
31	北 上 地 区	約 11.3 ha
32	山 谷 北・善 道 地 区	約 14.8 ha
33	埋 堀 地 区	約 12.1 ha
34	程 島 地 区	約 6.6 ha
35	古 津 地 区	約 2.0 ha
36	程 島 南 地 区	約 9.8 ha
37	北 潟 地 区	約 0.9 ha
38	豊 栄 駅 北 地 区	約 22.0 ha
39	笹 山 地 区	約 21.7 ha
40	豊 栄 インター南 地 区	約 17.2 ha
41	舟 戸 地 区	約 15.9 ha
42	横 越 東 地 区	約 9.0 ha
43	横 越 南 地 区	約 11.8 ha
44	横越インター北地区	約 2.6 ha

地区計画名		面 積
45	横 越 インター東 地 区	約 8.2 ha
46	姥 ケ 山 東 地 区	約 1.6 ha
47	早通かきの木通り地区	約 0.8 ha
48	亀 田 駅 東 地 区	約 20.1 ha
49	三 條 岡 地 区	約 8.5 ha
50	鍋 田 地 区	約 10.8 ha
51	早 通 柳 田 地 区	約 6.4 ha
52	東青山1丁目地区	約 9.0 ha
53	太 田 地 区	約 9.6 ha
54	島 見 町 地 区	約 51.4 ha
55	西 名 目 所 地 区	約 17.7 ha
56	西 野 中 野 山 地 区	約 19.2 ha
57	海 老 ケ 瀬 北 地 区	約 4.5 ha
58	女 池 上 山 地 区	約 20.0 ha
59	長 潟 南 地 区	約 6.4 ha
60	鳥 屋 野 大 島 地 区	約 31.3 ha
61	湖 南 地 区	約 14.3 ha
62	市 場 周 辺 地 区	約 18.9 ha
63	新 津 インター西 地 区	約 9.1 ha
64	北 上 南 地 区	約 9.7 ha
65	上 下 諏 訪 木 地 区	約 4.2 ha
66	小 新 白 鳥 東 地 区	約 11.8 ha

地区計画名		面 積
67	亀 貝 地 区	約 30.7 ha
68	大 関 地 区	約 0.8 ha
69	越 前 浜 地 区	約 1.4 ha
70	白 根 北 部 地 区	約 9.4ha
71	上 下 諏 訪 木 北 地 区	約 2.5ha
72	濁 川 地 区	約 15.9 ha
73	両 川 南 地 区	約 4.5ha
74	両 川 東 地 区	約 7.7ha
75	下 早 通 地 区	約 14.8 ha
76	新潟東スマートIC 地区	約 1.3ha
77	小 新 流 通 東 地 区	約 8.6ha
78	的 場 流 通 南 地 区	約 11.2 ha
79	坂 井 地 区	約 6.5 ha
80	新 潟 駅 周 辺 地 区	約 0.4 ha
81	長 潟 第 一 地 区	約 25.0 ha
82	長 潟 第 二 地 区	約 19.2 ha
83	大学南1丁目地区	約 5.9 ha
84	新潟卸団地地区	約 58.4 ha
計	84 地区	約 1,156 ha

【新潟都市計画区域】

線引き都市計画区域／新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部の3つの市と町

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和 45. 2. 7	58,259	新潟市、豊栄市、亀田町、黒埼町、豊浦町及び聖籠町の全域、並びに 新発田市、新津市、小須戸町、紫雲寺町 及び 横越村の一部
53. 4. 21	58,358	紫雲寺町の地先公有水面
58. 3. 11	58,340	新潟市の一部を白根市に編入
61. 3. 25	58,347(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
平成 3. 4. 1	58,250(※)	(公称面積により修正)
12. 2. 29	57,873(※)	(線引き見直しにより面積の修正)
14. 10. 1	57,876(※)	(入船地区埋立て整備事業に伴う面積の増大)
23. 3. 18	87,078	新潟、白根、西川、巻、岩室の各都市計画区域を統合し、新潟市の一 部を拡大指定 ※新潟市、聖籠町の全域 及び 新発田市の一部に再編
26. 3. 28	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更
28. 2. 9	87,078	新潟市と燕市との境界変更による変更
29. 3. 24	87,072	(公称面積により修正)

(※):都市計画決定・変更を伴わない面積の変更

(新潟市域分 区域区分の変更経緯)

年月日	区分	面積 (ha)	備考	年月日	区分	面積 (ha)	備考
昭和 45.11.16	市街化区域	9,821		平成 12. 2.29	市街化区域	11,423	第4回 全体見直し
	市街化調整区域	33,870			市街化調整区域	31,982	
53. 6. 6	市街化区域	10,153	第1回 全体見直し	23. 3.18	市街化区域	12,894	第5回 全体見直し
	市街化調整区域	33,590			市街化調整区域	59,716	
58. 3.11	市街化区域	10,137	随時変更	26. 3.28	市街化区域	12,904	随時変更 (東港、山島、 並岡開通)
	市街化調整区域	33,588			市街化調整区域	59,706	
61. 3.25	市街化区域	10,307	第2回 全体見直し	28.2.9	市街化区域	12,904	随時変更 (上新発町 開通)
	市街化調整区域	33,493			市街化調整区域	59,706	
62. 8.14	市街化区域	10,243	随時変更 (東港開通)	令和 2.7.17	市街化区域	12,978	随時変更 (工業団地 開通)
	市街化調整区域	33,557			市街化調整区域	59,632	
平成 元. 3.31	市街化区域	10,296	随時変更 (鶴立の湯 開通)	3.3.24	市街化区域	12,985	随時変更 (坂井開通)
	市街化調整区域	33,504			市街化調整区域	59,625	
3.12.19	市街化区域	10,707	第3回 全体見直し	6.3.29	市街化区域	12,985	第6回 全体見直し (西港)
	市街化調整区域	33,076			市街化調整区域	59,660	
5.10.29	市街化区域	10,776	随時変更 (新河渡 上木戸開通)	7.5.13	市街化区域	13,013	随時変更 (鳥屋野臨時南 部地 開通)
	市街化調整区域	33,007			市街化調整区域	59,632	
9. 3.18	市街化区域	10,810	随時変更 (新梅田 開通)				
	市街化調整区域	32,973					

(参考)

【旧 白根都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧白根市全域

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和 35. 7. 28	7,906	白根都市計画区域指定(白根市の全域)
58. 3. 11	7,925	新潟市の一部を編入
平成 元. 11. 10	7,705	公称面積により修正
3. 9. 1	7,711	公称面積により修正
5. 9. 30	7,708	加茂市との境界変更による面積の修正
8. 10. 1	7,706	公称面積により修正

【旧 西川都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧西川町の一部

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
平成 2. 4. 2	2,473	西川都市計画区域指定(西川町の一部)

【旧 巻都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧巻町の一部

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
昭和 28. 9. 8	1,233	巻都市計画区域指定(巻町の一部)
54. 12. 28	4,980	都市計画区域の拡大(漆山・竹野町等)

【旧 岩室都市計画区域】

非線引き都市計画区域／旧岩室村の一部

決定・変更 年月日	面積 (ha)	区 域
平成 2. 4. 2	2,202	岩室都市計画区域指定(岩室村の一部)

【開発行為許可等の状況】

(1)市街化区域

区分		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事前協議	受 付 件 数		51	64	54	50	50	54	49	52	45	47	54	53	47	49	60	37	35	41	35	16
	用途別	戸建ての宅地分譲	31	36	22	33	28	31	31	35	20	24	28	25	32	31	38	24	21	24	25	8
		貸家・共同住宅	8	12	6	3	17	10	7	8	7	7	10	15	5	2	2	3	3	6	1	3
		店舗・工場・事務所等	12	16	26	14	5	13	11	9	18	16	16	13	10	16	20	10	11	11	9	5
	面 積 (m ²)		161,001	232,981	187,454	163,660	145,451	373,861	275,723	154,993	130,161	151,458	288,115	216,898	154,565	162,765	333,659	184,124	107,648	126,010	117,443	38,604
開発行為	受 付 件 数		52	60	54	47	48	55	51	49	44	54	43	59	48	41	52	39	37	37	34	21
	用途別	戸建ての宅地分譲	29	34	31	30	24	31	31	31	18	28	23	28	35	26	33	21	25	24	23	12
		貸家・共同住宅	10	11	7	4	18	10	5	9	6	9	6	16	6	3	1	4	1	6	1	4
		店舗・工場・事務所等	13	15	16	13	6	14	15	9	20	17	14	15	7	12	18	14	11	7	10	5
	面 積 (m ²)		292,702	190,534	186,265	140,064	140,103	392,047	272,677	217,046	136,394	182,223	214,890	267,344	147,265	137,414	293,306	225,132	119,913	99,291	127,676	47,043

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(2)市街化調整区域

区分		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
開発行為	受 付 件 数		43	45	35	35	34	86	69	63	89	120	126	125	135	118	108	146	130	95	96	81
	用途別	専 用 住 宅	32	34	23	24	25	66	48	46	61	88	93	102	105	106	86	131	108	82	84	68
		併 用 住 宅	0	0	0	3	0	0	1	0	2	1	0	1	2	0	0	0	2	2	1	1
		そ の 他	11	11	12	8	9	20	20	17	26	31	33	22	28	12	22	15	20	11	11	12
	面 積 (m ²)		69,834	128,157	51,079	113,965	23,539	121,880	111,293	91,237	59,497	126,185	123,458	170,617	125,992	75,617	134,342	103,045	168,542	73,449	151,938	43,939
42・43条建築許可	受 付 件 数		60	71	73	74	73	181	190	239	253	216	213	238	229	264	222	244	249	205	231	218
	用途別	専 用 住 宅	44	51	49	51	49	125	135	165	175	154	151	167	181	217	165	183	191	172	182	171
		併 用 住 宅	1	4	4	0	3	3	5	4	6	12	8	9	5	4	8	5	4	1	5	5
		そ の 他	15	16	20	23	21	53	50	70	72	50	54	62	43	43	49	56	54	32	44	42

※ 市街化調整区域の開発面積は、平成8年度より集計。

※ 平成17年3月21日より新潟都市計画区域内の合併市町村分の数値を含む。

(3)非線引き都市計画区域

区分		年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事前協議	受 付 件 数		2	3	2	1	3	4
	用途別	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
		貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	1	2	2	1	2	4
	面 積 (m ²)		7,416	39,152	11,721	18,610	54,055	28,684
開発行為	受 付 件 数		2	3	2	0	3	4
	用途別	戸建ての宅地分譲	1	1	0	0	1	0
		貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	1	2	2	0	2	4
	面 積 (m ²)		7,416	39,152	11,721	0	54,055	28,684

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

(4)都市計画区域外

区分		年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事前協議	受 付 件 数		2	0	1	0	0	0
	用途別	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
		貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面 積 (m ²)		55,858	0	19,336	0	0	0
開発行為	受 付 件 数		2	0	1	0	0	0
	用途別	戸建ての宅地分譲	0	0	0	0	0	0
		貸家・共同住宅	0	0	0	0	0	0
		店舗・工場・事務所等	2	0	1	0	0	0
	面 積 (m ²)		55,858	0	19,336	0	0	0

※ 平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行

【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の指定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

(1) 二葉町1丁目1区地区

日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）

(2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）

(3) 旧齋藤家別邸周辺地区

江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並び、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区（面積 約0.8ha）

【屋外広告物】

新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 許可地域・規格基準の設定
- (2) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (3) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1ヵ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転に伴い表示、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更に伴い表示、又は設置するもの

3 屋外広告業の登録

新潟市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負う営業をする場合は、氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて市長の登録を受けなければなりません。

【風致地区】

都市計画法の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めた「新潟市風致地区条例」の規定により風致地区内における行為の規制等を行います。次の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

- (1) 建築物、工作物の新築、改築、増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立・干拓
- (6) 建築物、工作物の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

【国土利用計画法に基づく届出状況】

区分	年	区 域	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件 数		市 街 化 区 域	90	87	65	56	99	88	93	74	50	85	69	84	78	67	81	73	73	85	66	59	92	72	56	46
		市 街 化 調 整 区 域	1	0	0	8	6	1	12	16	4	13	5	11	1	13	8	20	34	29	19	7	9	12	4	27
		非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	20	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	91	87	65	64	125	89	108	90	56	98	74	95	79	80	89	93	107	114	85	66	101	84	60	73
面 積 (㎡)		市 街 化 区 域	364,088	370,888	299,818	255,826	407,620	517,028	328,028	347,619	213,190	334,217	397,860	391,869	276,955	225,712	200,374	356,672	310,717	311,919	336,354	318,543	344,532	602,758	237,850	444,842
		市 街 化 調 整 区 域	9,408	0	0	25,622	40,423	8,258	43,129	451,695	464,911	304,745	106,412	85,138	65,983	196,138	19,852	109,451	127,542	129,054	26,485	46,929	55,525	76,851	37,911	88,524
		非線引き都市計画区域	—	—	—	—	0	0	22,718	0	10,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		都 市 計 画 区 域 外	—	—	—	—	49,580	0	165	0	14,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	373,496	370,888	299,818	281,448	497,623	525,286	394,040	799,314	703,320	638,962	504,272	477,007	342,938	421,850	220,226	466,123	438,259	440,973	362,839	365,472	400,057	679,608	275,761	533,366

(注)届出の必要な面積 :市街化区域…2,000㎡以上
:市街化調整区域・非線引き都市計画区域…5,000㎡以上
:都市計画区域外…10,000㎡以上

※昭和63年4月1日 監視区域指定開始
※平成7年6月1日 県内全監視区域指定解除
※平成10年9月1日より事後届出制へ移行
※平成17年3月21日(旧巻町は平成17年10月1日)より、合併市町村分の数値を含む。
※平成23年3月18日より全市線引き都市計画区域に移行
※各数値は1月1日～12月31日までの実績

まちづくり推進課



古町通 7 番町地区第一種市街地再開発事業



ミズベリング信濃川やすらぎ堤



鳥屋野潟南部開発計画

【再開発】

1 市街地再開発事業

この事業は、既成市街地において、細分化された敷地を広く共同利用し、不燃の共同建築物に建替えるとともに、道路・公園・広場などの公共施設やオープンスペースを確保することによって、安全で快適な都市環境に再生させようとするものです。これにより、土地の高度利用や都市機能の更新を図るなど、地域の環境改善や活性化に大きく貢献するものです。事業手法には、組合施行、個人施行、再開発会社施行、地方公共団体施行、都市再生機構等の施行があります。

<完了地区>

- (1) 弁天町地区第一種市街地再開発事業（A工区）（昭和 56 年度完了）
- (2) 新潟駅南口第一地区第一種市街地再開発事業（昭和 60 年度完了）
- (3) 新潟駅南口第四地区 D3 街区第一種市街地再開発事業（平成 8 年度完了）
- (4) 花園 1 丁目地区第一種市街地再開発事業（平成 15 年度完了）
- (5) 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業（平成 21 年度完了）

<近年の完了地区概要>

- (6) 古町通 7 番町地区第一種市街地再開発事業（令和 3 年度完了）
（施行者 古町通 7 番町地区市街地再開発組合）

▼事業の概要

本事業は、かつて新潟の繁華街の中心地である古町地区において、そのシンボルであった旧百貨店の建物と隣接した周辺の建物とを一体的に不燃化、高度化するとともに、にぎわいの創出に寄与し、古町周辺地区の活性化を図ることを目的に、地権者等で構成される再開発組合が実施したものです。

- ・地区面積 約 0.8ha ・権利者数 27 人（内転出者 8 人）
- ・権利変換 地上権非設定型（法第 111 条）（平成 29 年 1 月認可）
- ・施行期間 平成 28 年度～令和 5 年度 ・事業費 15,220 百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（600%/80%）
- ・敷地面積 5,221 m²
- ・建築面積 3,650 m² ・延床面積 32,850 m²

- ・構造規模 鉄骨造 12 階建
- ・主要用途 商業施設、業務施設、教育施設

▼事業経過

- ・都市計画決定 平成 27 年 12 月
- ・市街地再開発組合設立 平成 28 年 8 月
- ・権利変換計画認可 平成 29 年 1 月
- ・除却工事 平成 29 年 2 月 ～ 平成 30 年 9 月
- ・建築工事 平成 30 年 2 月 ～ 令和 2 年 3 月
- ・除却（二期）工事・広場整備 令和 2 年 4 月 ～ 令和 4 年 3 月

<事業中地区概要>

- (7) 西堀通 5 番町地区第一種市街地再開発事業
（施行者 西堀通 5 番町地区市街地再開発準備組合）

▼事業の概要

古町地区の旧百貨店及びその周辺の建物を共同で建て替え、商業施設・オフィス・住宅等とともに、バス待ち空間にもなる広場などの公共的な空間を整備する複合開発です。市街地の安全性の向上や都市機能の集積による賑わいの創出に寄与することを目的としており、地権者等により今後設立される再開発組合により実施される事業です。

なお、当事業は、都市再生緊急整備地域の特例である「都市再生特別地区」（容積率の緩和等）の適用を受けた事業となっています。（本市 2 例目）

- ・地区面積 約 1.3ha
- ・権利者数 30 人
- ・権利変換 未定
- ・施行期間 未定

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（600%/80%）
（→都市再生特別地区により 800%/70%へ変更）
- ・敷地面積 計約 9,440 m²
- ・延べ面積 計約 85,010 m²

- ・ 構造規模 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 37 階建
- ・ 主要用途 商業施設、業務施設、住宅、駐車場

▼事業経過

- ・ 都市計画決定 令和 5 年 9 月
- ・ 市街地再開発組合設立 令和 8 年度以降（未定）
- ・ 権利変換計画認可 同上
- ・ 除却・建築工事 同上

2 まちなか再生建築物等整備事業・新潟都心地域優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の建築を行う者に費用の一部を助成する制度です。

事業種類		概要
優良	共同化タイプ [°]	複数敷地を共同化し建物を整備する事業
再開発	市街地環境形成タイプ [°]	公共的通路等のある建物を整備する事業
型	マンション建替えタイプ [°]	老朽化したマンションを建て替える事業
都市再構築型		都市機能誘導区域内に中心拠点施設を整備する事業

<完了地区>

- (1) 新潟駅南口 E2 街区優良再開発建築物整備促進事業（昭和 63 年度完了）
- (2) 新潟駅南口 F2 街区優良建築物等整備事業（平成 10 年度完了）
- (3) 寄居町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 20 年度完了）
- (4) 下大川前通 5 ノ町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 21 年度完了）
- (5) 西堀通 6 番町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 21 年度完了）
- (6) 古町通 5 番町地区まちなか再生建築物等整備事業（平成 24 年度完了）
- (7) 万代 5 丁目地区まちなか再生建築物等整備事業（令和 4 年度完了）

<近年の完了地区概要>

- (8) 新潟駅南口西地区新潟都心地域優良建築物等整備事業（都市再構築型）
（施行者 株式会社国際総合計画・日生不動産販売株式会社 JV）

▼事業の概要

当事業は、業務、教育、共同住宅の複合開発事業であり、新潟駅周辺の低未利用地を高度利用することで、新潟駅周辺の拠点性を向上させることを目的としています。

なお、当事業は、都市再生緊急整備地域の特例である「都市再生特別地区」（容積率の緩和等）の適用を受けた事業となっています。（本市初）

- ・地区面積 約 0.8ha
- ・権利者数 2 人
- ・施行期間 令和 3 年度～7 年度
- ・事業費 約 15,500 百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（法定 400%→都市再生特別地区 600%/80%）
- ・敷地面積 約 6,000 m²
- ・建築面積 約 3,800 m²
- ・延床面積 約 44,500 m²
- ・構造 マンション棟：鉄筋コンクリート造
オフィス棟：鉄骨造
駐車場棟：鉄骨造
- ・規模 マンション棟：地上 32 階（住宅部 30 階）
オフィス棟：地上 10 階
駐車場棟：地上 9 階
- ・主要用途 共同住宅 218 戸、事務所、教育施設 等

▼事業経過

- ・優良建築物等整備事業の承認 令和 3 年 7 月
- ・実施設計 令和 3 年 8 月 ～ 令和 4 年 3 月
- ・都市再生特別地区都市計画決定 令和 4 年 5 月
- ・施設建築物着工 令和 4 年 10 月
- ・施設建築物竣工 令和 8 年 2 月

<事業中地区概要>

（9）新潟駅万代口東地区新潟都心地域優良建築物等整備事業（都市再構築型）
（施行者 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本））

▼事業の概要

当事業は、業務、都市機能誘導施設（商業・交流・医療）、賃貸共同住宅の複合開発事業であり、新潟駅周辺の低未利用地を高度利用することで、新潟駅周辺の拠点性を向上させることを目的としています。

さらに、新潟駅ペデストリアンデッキ及び近隣商業施設とのデッキ接続のほか、エスカレータ及びエレベータを整備することで、回遊性及び交通便利性の向上を図る計画となっています。

なお、当事業は、都市再生緊急整備地域の特例である「都市再生特別地区」（容積率の緩和等）の適用を受けた事業となっています。（本市 3 例目）

- ・地区面積 約 0.5ha
- ・権利者数 1 人
- ・施行期間 令和 8 年度～10 年度（予定）
- ・事業費 約 14,200 百万円

▼施設建築物概要

- ・用途地域 商業地域（法定 400%→都市再生特別地区 500%/60%）
- ・敷地面積 約 4,600 m²
- ・建築面積 約 1,900 m²
- ・延床面積 約 21,600 m²
- ・構造 オフィス棟：鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
賃貸住宅棟：鉄筋コンクリート造
- ・規模 オフィス棟：地上 14 階
賃貸住宅棟：地上 10 階
- ・主要用途 事務所、商業・交流・医療、賃貸共同住宅 103 戸

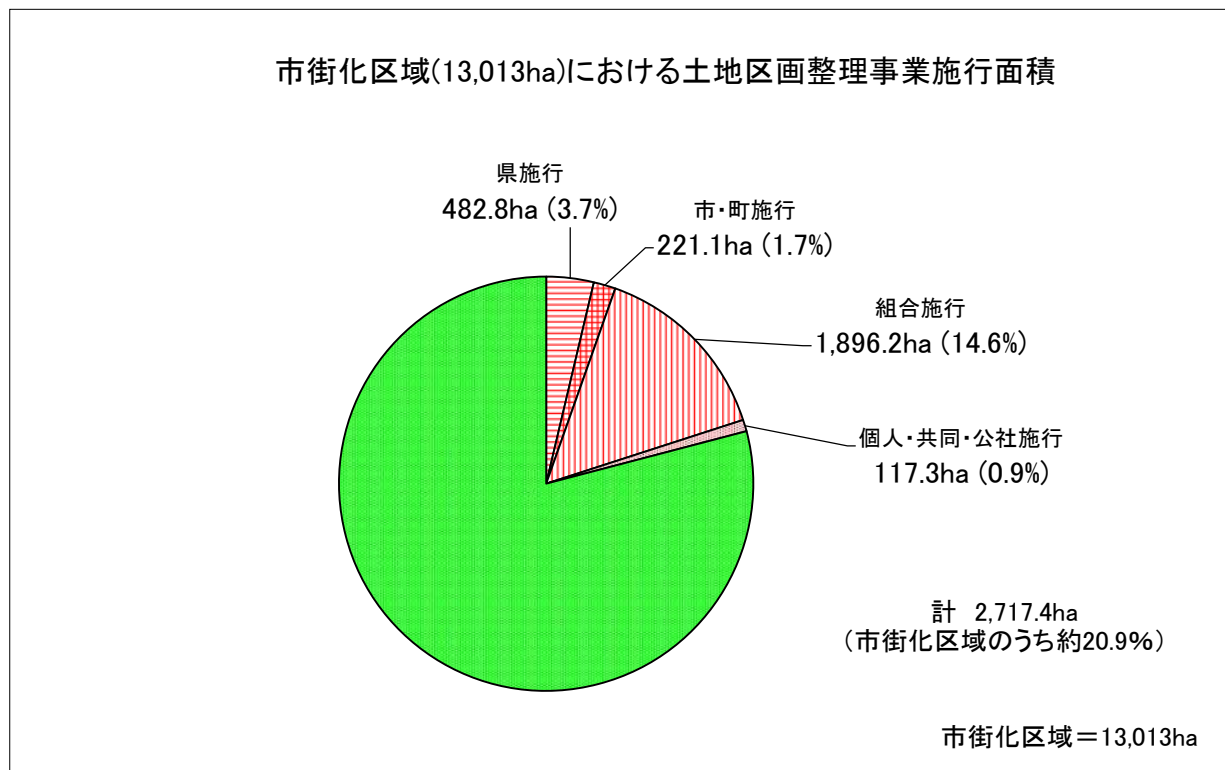
▼事業経過

- ・都市再生特別地区都市計画決定 令和 8 年 2 月
- ・優良建築物等整備事業の承認 令和 8 年 4 月
- ・施設建築物着工 令和 8 年 6 月
- ・施設建築物竣工 令和 10 年 10 月（予定）

【土地区画整理事業】

◇土地区画整理事業の実績

令和8年3月31日現在



1 土地区画整理事業施行実績[完了地域]

(1) 北区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
豊栄	市	昭和29～昭和33	昭和30. 3. 23	20. 8	8, 280	398	18. 64		18. 64	24. 54	昭和33. 12. 11
松浜	市	昭和31～昭和47	昭和32. 2. 8	57. 9	268, 211	4, 632	16. 37	17. 46	33. 83	23. 63	昭和47. 8. 18
中ノ曽根	市	昭和40～昭和46	昭和40. 6. 25	13. 9	55, 063	3, 961	13. 22	7. 46	20. 68	27. 38	昭和46. 10. 15
川岸	市	昭和40～昭和57	昭和41. 3. 31	9. 6	156, 516	16, 304	21. 48	11. 74	33. 22	32. 38	昭和56. 12. 25
小計	4地区			102. 2							
早通	組合	昭和38～昭和39	昭和38. 12. 27	3. 8	21, 324	5, 612	17. 74	25. 15	42. 89	26. 71	昭和39. 7. 6
学校前	組合	昭和42～昭和45	昭和42. 6. 23	5. 7	42, 853	7, 518	10. 46	17. 61	28. 07	25. 14	昭和46. 2. 22
東葛塚	組合	昭和42～昭和45	昭和42. 6. 23	7. 8	27, 208	3, 488	21. 60	10. 21	31. 81	23. 97	昭和45. 12. 25
住良	組合	昭和46～昭和53	昭和47. 2. 4	14. 3	256, 178	17, 915	15. 25	13. 53	28. 78	24. 46	昭和52. 9. 20
中嘉山	組合	昭和46～昭和54	昭和47. 2. 4	21. 1	375, 503	17, 796	16. 85	12. 39	29. 24	27. 12	昭和53. 2. 10
前新田	組合	昭和46～昭和53	昭和47. 2. 4	15. 4	252, 287	16, 382	13. 51	15. 43	28. 94	25. 21	昭和52. 11. 1
東豊栄第1	組合	昭和48～昭和53	昭和48. 10. 30	23. 1	1, 928, 247	83, 474	23. 78	34. 73	58. 51	32. 73	昭和53. 11. 28
葛塚駅裏	組合	昭和48～昭和55	昭和48. 12. 4	27. 1	772, 759	28, 515	10. 90	18. 62	29. 52	25. 34	昭和55. 9. 19
新崎	組合	昭和53～昭和57	昭和53. 9. 29	20. 8	1, 410, 563	67, 816	17. 34	26. 17	43. 51	25. 28	昭和56. 11. 14
川前	組合	昭和59～平成元	昭和59. 12. 28	6. 7	386, 637	57, 707	17. 79	19. 02	36. 81	26. 52	平成元. 8. 11
太夫浜	組合	昭和59～昭和63	昭和60. 3. 5	35. 4	3, 805, 762	107, 507	18. 10	31. 60	49. 70	24. 86	昭和63. 11. 8
新崎駅南	組合	平成 2～平成 7	平成 2. 12. 25	22. 3	4, 172, 404	187, 103	27. 70	20. 70	48. 40	34. 21	平成 7. 11. 17
豊栄駅北部	組合	平成 4～平成 8	平成 5. 1. 22	22. 0	4, 000, 984	181, 863	17. 41	24. 45	41. 86	30. 91	平成 8. 11. 22
長歩	組合	平成 4～平成 7	平成 5. 1. 26	11. 8	1, 654, 285	140, 194	23. 68	25. 29	48. 97	30. 91	平成 7. 10. 24
新崎本割	組合	平成 5～平成 7	平成 5. 4. 23	5. 1	499, 450	97, 931	12. 68	23. 82	36. 50	24. 53	平成 7. 10. 31
笹山	組合	平成12～平成16	平成12. 11. 17	20. 8	1, 874, 734	90, 131	7. 75	30. 80	38. 55	17. 86	平成16. 2. 6
豊栄インター南	組合	平成12～平成18	平成13. 2. 13	22. 9	3, 537, 364	154, 470	14. 55	27. 83	42. 38	38. 15	平成18. 10. 15
西名目所	組合	平成23～平成27	平成23. 8. 18	18. 1	2, 812, 426	155, 383	12. 00	47. 38	59. 38	20. 20	平成27. 9. 6
濁川	組合	令和 2～令和 5	令和 3. 3. 15	15. 6	3, 174, 646	203, 503	6. 88	65. 54	72. 42	12. 85	令和 6. 1. 4
小計	19地区			319. 8							
早通団地第1	公社	昭和44～昭和45	昭和44. 12. 26	2. 7	133, 500	49, 444	14. 17	－	14. 17	24. 96	昭和45. 2. 24
早通団地第2	公社	昭和45～昭和46	昭和45. 7. 31	5. 6	53, 705	9, 590	28. 19	－	28. 19	34. 97	昭和46. 3. 2
早通団地第3	公社	昭和46～昭和47	昭和46. 4. 23	4. 5	58, 269	12, 949	18. 54	－	18. 54	27. 49	昭和46. 11. 16
早通団地第4	公社	昭和46～昭和47	昭和47. 2. 25	4. 7	54, 679	11, 634	22. 08	－	22. 08	29. 76	昭和47. 7. 21
早通団地第5	公社	昭和47～昭和48	昭和47. 12. 19	2. 9	16, 600	5, 724	14. 60	－	14. 60	27. 92	昭和49. 1. 25
早通第二団地	公社	昭和49～昭和50	昭和50. 1. 14	6. 6	341, 250	51, 705	19. 36	－	19. 36	28. 09	昭和50. 3. 25
早通第三団地	公社	昭和49～昭和50	昭和50. 1. 21	7. 3	364, 000	49, 863	18. 86	－	18. 86	27. 24	昭和50. 9. 2
豊栄団地	個人	昭和54～昭和57	昭和54. 4. 13	24. 4	2, 160, 000	88, 525	16. 48	－	16. 48	27. 09	昭和57. 4. 9
小計	8地区			58. 7							
合計	31地区			480. 7							

(2) 東区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
工業地帯造成	県	昭和16～昭和27	昭和16. 8. 11	155. 5	4, 055	26	7. 67	－	7. 67	11. 67	昭和27. 7. 23
焼島潟	県	昭和18～昭和26	昭和18. 4. 9	58. 6	129, 053	2, 202	6. 61	1. 83	8. 44	7. 96	昭和26. 7. 10
北部工業地帯建設	県	昭和18～昭和27	昭和18. 4. 13	194. 8	14, 107	72	8. 56	11. 96	20. 52	9. 23	昭和28. 2. 24
小計	3地区			408. 9							
物見山	市	昭和48～昭和55	昭和48. 7. 23	47. 2	1, 689, 515	35, 795	20. 61	5. 59	26. 20	25. 30	昭和55. 6. 21
小計	1地区			47. 2							
山の下西部	組合	昭和 4～昭和15	昭和 4. 9. 28	125. 9	365	3	16. 00	－	16. 00	21. 77	昭和15. 12. 13
山の下東部	組合	昭和10～昭和18	昭和10. 5. 14	76. 2	50	1	26. 10	－	26. 10		昭和18. 10. 28
東新潟	組合	昭和38～昭和43	昭和39. 1. 10	43. 9	152, 368	3, 471	17. 46	11. 40	28. 86	23. 01	昭和43. 7. 2
河渡松崎	組合	昭和42～昭和48	昭和42. 12. 7	74. 7	638, 331	8, 545	18. 22	11. 32	29. 54	23. 82	昭和48. 4. 24
紫竹石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 10. 6	67. 9	2, 555, 473	37, 636	19. 01	15. 60	34. 61	25. 49	昭和51. 3. 5
石山	組合	昭和47～昭和51	昭和47. 12. 5	35. 7	1, 150, 688	32, 232	23. 80	11. 68	35. 48	27. 71	昭和51. 11. 12
西物見山	組合	昭和52～昭和53	昭和52. 11. 11	1. 2	60, 759	50, 633	20. 53	1. 37	21. 90	22. 84	昭和54. 2. 23
粟山石山	組合	昭和61～平成元	昭和61. 4. 4	16. 3	1, 890, 873	116, 004	23. 90	16. 10	40. 00	29. 20	平成元. 11. 4
竹尾インター東	組合	平成 5～平成10	平成 6. 3. 22	16. 7	3, 712, 589	222, 311	27. 65	17. 36	45. 01	34. 98	平成10. 7. 17
松崎	組合	平成12～平成17	平成12. 8. 4	27. 6	5, 327, 740	193, 034	25. 52	24. 38	49. 90	29. 89	平成17. 2. 4
牛海道	組合	平成 5～平成22	平成 6. 3. 18	28. 5	6, 005, 773	210, 729	28. 93	15. 65	44. 58	34. 67	平成11. 11. 26
海老ヶ瀬	組合	平成23～平成25	平成23. 10. 19	3. 1	528, 749	170, 564	21. 26	38. 55	59. 81	27. 55	平成25. 4. 10
西野中野山	組合	平成23～平成27	平成23. 11. 21	16. 5	3, 005, 365	182, 143	25. 14	34. 50	59. 64	34. 43	平成26. 11. 30
小計	13地区			534. 2							
下山	個人	昭和40～昭和42	昭和41. 3. 22	3. 8	4, 500	1, 184	25. 33	－	25. 33	25. 34	昭和43. 1. 12
河渡新町	個人	平成19～平成20	平成19. 5. 17	1. 4	217, 839	155, 599	33. 32	20. 03	53. 35	33. 97	平成20. 6. 22
小計	2地区			5. 2							
合計	19地区			995. 5							

(3) 中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
新潟駅前	県	昭和29～昭和34	昭和29. 5. 28	42. 4	514, 112	12, 125	28. 80	22. 00	50. 80	33. 23	昭和35. 2. 9
新潟火災復興	県	昭和30～昭和40	昭和30. 11. 21	31. 5	98, 641	3, 131	9. 45	－	9. 45	32. 73	昭和41. 3. 16
小計	2地区			73. 9							
関屋第一	市	昭和31～昭和41	昭和31. 10. 3	5. 4	14, 130	2, 617	25. 46	4. 10	29. 56	27. 15	昭和41. 4. 12
駅裏	市	昭和34～昭和45	昭和34. 4. 28	32. 8	288, 613	8, 799	17. 04	8. 41	25. 45	32. 76	昭和45. 5. 12
小計	2地区			38. 2							
関屋	組合	昭和 4～昭和22	昭和 5. 1. 14	76. 8	303	4	25. 41	－	25. 41	28. 17	昭和22. 12. 10
新潟北部	組合	昭和 6～昭和17	昭和 6. 12. 4	25. 2	56	2	23. 70	－	23. 70	9. 36	昭和17. 6. 27
鴉又	組合	昭和 7～	昭和 7. 10. 21	21. 1							
沼垂	組合	昭和 9～昭和17	昭和 9. 12. 11	58. 6	71	1	18. 90	－	18. 90		昭和17. 11. 13
北沢	組合	昭和 6～昭和16	昭和 7. 1. 19	9. 3	15	2	19. 16	－	19. 16	14. 88	昭和10. 9. 23
有明台	組合	昭和35～昭和38	昭和 35. 5. 17	2. 5	4, 618	1, 847	17. 69	－	17. 69	23. 89	昭和36. 8. 8
女池	組合	昭和47～昭和52	昭和47. 10. 16	31. 3	1, 547, 374	49, 437	21. 13	12. 94	34. 07	28. 77	昭和52. 5. 27
鳥屋野潟南西部	組合	平成18～平成21	平成18. 11. 10	10. 8	2, 331, 909	215, 918	13. 36	28. 27	41. 63	23. 14	平成21. 5. 10
女池上山	組合	平成23～平成27	平成24. 3. 30	15. 5	4, 015, 000	259, 032	23. 92	28. 59	52. 51	29. 51	平成27. 11. 16
鳥屋野大島	組合	平成23～平成27	平成23. 9. 28	17. 7	3, 339, 911	188, 696	25. 26	34. 13	59. 39	28. 90	平成27. 7. 26
長潟南	組合	平成23～平成27	平成23. 12. 20	5. 5	1, 473, 181	267, 851	18. 78	41. 12	59. 90	24. 47	平成27. 9. 13
小計	11地区			274. 3							
新県庁南	共同	昭和58～昭和60	昭和58. 9. 6	21. 1	3, 242, 000	153, 649	25. 71	－	25. 71	25. 75	昭和60. 7. 16
新潟駅南口広場周辺	個人	平成18～平成19	平成19. 2. 8	4. 1	－	－	1. 11	0. 00	1. 11	25. 99	平成19. 7. 1
小計	2地区			25. 2							
合計	17地区			411. 6							

(4) 江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
亀田駅西	市	平成14～平成22	平成14. 12. 5	2. 6	2, 639, 777	1, 015, 299	11. 50	-	11. 50	38. 88	平成23. 3. 8
小計	1地区			2. 6							
亀田	組合	昭和 9～昭和15	昭和 9. 6. 8	5. 6	25, 000	4, 464			7. 50		昭和16. 3. 28
横越中央	組合	昭和61～平成元	昭和61. 10. 7	11. 1	632, 923	57, 020	15. 27	19. 28	34. 55	26. 77	平成元. 4. 18
横越西	組合	平成 3～平成 7	平成 4. 3. 10	8. 7	909, 582	104, 550	17. 95	15. 34	33. 29	25. 77	平成 6. 9. 20
横越東	組合	平成12～平成15	平成12. 8. 4	8. 9	864, 495	97, 134	22. 35	16. 77	39. 12	25. 70	平成14. 10. 25
横越インター東	組合	平成12～平成16	平成12. 8. 22	7. 6	891, 878	117, 352	21. 76	40. 95	62. 71	25. 67	平成16. 12. 21
三條岡	組合	平成16～平成18	平成16. 7. 9	8. 5	1, 387, 397	163, 223	24. 54	33. 40	57. 94	27. 75	平成18. 7. 28
亀田駅東	組合	平成14～平成19	平成15. 1. 24	20. 2	3, 201, 001	158, 465	25. 85	18. 43	44. 28	29. 70	平成19. 5. 13
鍋田	組合	平成16～平成19	平成17. 3. 18	9. 8	1, 321, 000	134, 796	28. 30	33. 52	61. 82	34. 82	平成19. 7. 29
亀田流通	組合	平成16～平成19	平成17. 3. 8	6. 4	1, 029, 000	160, 781	15. 09	26. 32	41. 41	21. 16	平成19. 9. 30
市場周辺	組合	平成27～平成29	平成27. 6. 18	4. 0	782, 000	195, 500	16. 54	47. 28	63. 82	16. 54	平成29. 7. 3
市場周辺第2	組合	平成29～令和 2	平成30. 3. 22	4. 1	862, 515	210, 370	10. 11	54. 64	64. 75	15. 82	令和 2. 6. 30
小計	11地区			94. 9							
合計	12地区			97. 5							

(5) 秋葉区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
秋葉山	組合	昭和24～昭和32	昭和25. 3. 18	54. 8	23, 676	432	14. 04	8. 01	22. 05	13. 85	昭和32. 4. 20
中島団地	組合	昭和49～昭和52	昭和49. 7. 2	5. 7	107, 088	18, 787	16. 20	12. 40	28. 60	21. 37	昭和52. 6. 24
荻川駅西	組合	平成元～平成 4	平成元. 10. 13	6. 8	549, 049	80, 743	19. 70	14. 27	33. 97	29. 72	平成 4. 2. 18
結田島	組合	平成元～平成 4	平成元. 11. 21	6. 2	504, 674	81, 399	17. 15	13. 61	30. 76	25. 48	平成 4. 2. 15
荻川駅南	組合	平成 4～平成 7	平成 4. 6. 26	10. 4	1, 268, 935	122, 013	23. 08	15. 33	38. 41	30. 24	平成 6. 11. 11
さつき野駅西	組合	平成 6～平成10	平成 7. 1. 13	6. 8	931, 545	136, 992	14. 01	18. 84	32. 85	36. 50	平成 9. 2. 7
川口	組合	平成12～平成17	平成12. 9. 29	7. 3	1, 042, 806	142, 850	24. 03	39. 34	63. 37	37. 03	平成17. 10. 28
荻川	組合	平成13～平成17	平成13. 5. 29	18. 6	2, 408, 851	129, 508	25. 31	23. 67	48. 98	33. 71	平成17. 12. 16
荻川駅東	組合	平成14～平成19	平成14. 9. 6	18. 5	2, 696, 653	145, 765	25. 53	29. 42	54. 95	35. 82	平成19. 10. 14
新津駅西	組合	平成16～平成20	平成17. 3. 18	12. 2	1, 809, 379	148, 310	21. 01	36. 92	57. 93	30. 35	平成20. 1. 14
小計	10地区			147. 3							
新津金沢団地	公社	昭和40～昭和41	昭和40. 10. 15	11. 8	126, 620	10, 731	20. 16	-	20. 16	24. 97	昭和41. 8. 12
小計	1地区			11. 8							
合計	11地区			159. 1							

(6) 南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
白根北部	組合	昭和55～昭和59	昭和55. 10. 31	15. 8	752, 280	47, 613	15. 30	18. 00	33. 30	22. 56	昭和59. 6. 1
白根第二	組合	昭和59～平成元	昭和59. 11. 16	8. 9	474, 928	53, 363	18. 50	15. 70	34. 20	23. 89	平成元. 9. 5
白根第一	組合	平成 3～平成25	平成 4. 3. 27	31. 9	4, 824, 076	151, 225	22. 53	18. 40	40. 93	35. 05	平成 8. 2. 2(1工区) 平成20. 12. 14(2工区)
小計	3地区			56. 6							
白根第三	共同	昭和63～平成元	昭和63. 5. 31	0. 9	55, 624	61, 804	21. 20	18. 00	39. 20	28. 31	平成元. 4. 14
戸頭北	共同	昭和63～平成元	平成元. 2. 3	1. 6	76, 768	47, 980	16. 80	12. 40	29. 20	30. 52	平成 2. 3. 2
小計	2地区			2. 5							
合計	5地区			59. 1							

(7) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率			公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費	公共	保留地	合算		
内野火災復興	市	昭和29～昭和34	昭和29. 9. 28	10. 3	17, 786	1, 727	17. 49	1. 89	19. 38	25. 04	昭和35. 3. 4
大学南	市	昭和58～平成 7	昭和58. 9. 6	20. 6	4, 301, 000	208, 786	26. 07	0. 64	26. 71	28. 31	平成 3. 2. 8
小計	2地区			30. 9							
青山	組合	昭和39～昭和44	昭和39. 12. 1	16. 7	77, 112	4, 617	22. 01	5. 33	27. 34	22. 48	昭和44. 4. 18
平島青山	組合	昭和40～昭和45	昭和41. 3. 29	38. 5	455, 631	11, 835	12. 86	23. 81	36. 67	27. 41	昭和46. 2. 2
上新栄町	組合	昭和42～昭和46	昭和42. 12. 12	10. 1	80, 000	7, 921	32. 15	7. 60	39. 75	25. 77	昭和46. 10. 22
中権寺上新町	組合	昭和47～昭和50	昭和47. 8. 17	27. 1	595, 663	21, 980	15. 59	14. 15	29. 74	24. 55	昭和50. 12. 23
寺尾	組合	昭和47～昭和52	昭和48. 3. 23	18. 8	654, 717	34, 825	17. 02	11. 94	28. 96	28. 19	昭和52. 7. 12
流通センター	組合	昭和55～昭和58	昭和55. 12. 16	13. 4	1, 108, 000	82, 687	14. 46	23. 44	37. 90	21. 89	昭和59. 1. 10
前川原	組合	昭和56～昭和59	昭和56. 5. 8	6. 1	272, 998	44, 754	16. 20	11. 30	27. 50	27. 46	昭和58. 8. 9
坂井	組合	昭和58～昭和60	昭和58. 12. 20	1. 7	156, 750	92, 206	27. 73	2. 17	29. 90	29. 64	昭和60. 9. 6
的場	組合	昭和63～平成 4	昭和63. 12. 2	15. 5	2, 685, 966	173, 288	13. 75	26. 37	40. 12	21. 62	平成 4. 11. 4
緒立	組合	昭和63～平成 4	昭和63. 12. 2	8. 2	1, 527, 852	186, 323	8. 14	29. 70	37. 84	23. 04	平成 4. 11. 4
黒埼北部	組合	平成 3～平成 8	平成 3. 11. 15	33. 7	5, 936, 812	176, 167	19. 50	17. 00	36. 50	32. 97	平成 8. 3. 15
赤塚駅前	組合	平成 3～平成10	平成 4. 3. 27	50. 6	11, 860, 333	234, 394	26. 36	22. 33	48. 69	38. 87	平成10. 7. 13
小新梅田	組合	平成 9～平成14	平成 9. 4. 28	30. 8	8, 949, 039	290, 553	20. 84	21. 25	42. 09	29. 89	平成14. 2. 22
小新白鳥	組合	平成12～平成15	平成12. 9. 19	5. 2	1, 370, 000	263, 462	14. 00	22. 77	36. 77	28. 11	平成15. 1. 10
山田	組合	平成12～平成16	平成12. 12. 22	11. 3	1, 575, 491	139, 424	11. 91	23. 42	35. 33	30. 99	平成16. 11. 5
内野西	組合	平成12～平成30	平成13. 1. 4	29. 5	6, 330, 519	214, 594	26. 67	47. 94	74. 61	35. 79	平成29. 7. 9
山田立仏	組合	平成13～平成15	平成13. 10. 26	1. 3	243, 215	187, 088	26. 38	23. 46	49. 84	33. 05	平成15. 11. 21
新通	組合	平成12～平成22	平成13. 3. 9	28. 5	6, 139, 076	215, 406	18. 38	36. 03	54. 41	33. 77	平成19. 8. 26
小新白鳥東	組合	平成23～平成27	平成23. 6. 6	12. 0	2, 331, 189	194, 266	17. 16	29. 34	46. 50	31. 10	平成27. 1. 18
亀貝	組合	平成23～平成28	平成23. 6. 24	30. 7	6, 768, 449	220, 471	12. 65	47. 04	59. 69	26. 95	平成28. 2. 14
小新流通東	組合	令和 2～令和 6	令和 2. 8. 24	8. 5	1, 986, 355	233, 689	4. 91	60. 10	65. 01	15. 00	令和 6. 9. 27
小計	21地区			398. 2							
焼鮒	個人	昭和42	昭和42. 8. 29	4. 9	36, 300	7, 408	15. 00	—	15. 00	24. 73	昭和42. 11. 24
坂井村上	個人	令和 3～令和 6	令和 4. 2. 10	3. 6	800, 237	222, 288	18. 88	42. 85	61. 73	30. 25	令和 6. 10. 25
小計	2地区			8. 5							
合計	25地区			437. 6							

2 土地区画整理事業施行実績[施行中]

(1) 中央区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費			
鳥屋野潟南部	組合	令和 7～令和 13	令和 7. 6. 20	44. 2	15,428,000	349,050	—	—	
合計	1地区			44. 2					

(2) 江南区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費			
両川東	組合	令和 2～令和 8	令和 2. 9. 11	6. 8	1,441,313	211,958	75.96	8.38	令和 6. 12. 27
下早通	組合	令和 2～令和 8	令和 2. 12. 22	14. 0	3,246,467	231,891	58.61	15.05	令和 8. 3. 27
合計	2地区			20. 8					

(3) 秋葉区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費			
舟戸	個人	令和 6～令和 8	令和 6. 7. 22	5. 4	—	—	—	—	
合計	1地区			5. 4					

(4) 西区

事業名	施行主体	施行年度	事業(組合設立) 認可年月日	施行面積 (ha)	事業費(千円)		減歩率(合算)	公共用地率	換地処分年月日
					総事業費	ha当り事業費			
大学南1丁目	組合	令和 7～令和 10	令和 7. 9. 19	5. 9	1,676,300	284,119	—	—	
合計	1地区			5. 9					

3 土地区画整理事業助成制度

まちづくりは、関係権利者の相互理解はもとより、創意工夫が不可欠です。

土地区画整理事業により、特色あるとともに持続的に発展するまちづくりを行う施行者に対して、助成金を交付しています。

◆新潟市土地区画整理事業助成金交付規則の主な内容

助成項目	適用条件	助成率
道路築造に要する費用	歩車道分離道路のうち、広域的な交通問題の改善に貢献すると市長が認めるもの。 歩行者専用道路のうち、広域的な交通問題の改善及び施行地区内の良好な景観の形成に貢献すると市長が認めるもの。	市長が別に定める基準額の1/2を上限とする。
下水道の築造に要する費用		
公園築造に要する費用	土地区画整理法施行規則第9条第6項に掲げる技術基準を満たすものであること。	
雨水調整池の用地費		事業計画上に定める整理前宅地の平均単価に必要面積を乗じて得た額の1/2を上限とする。

4 鳥屋野潟南部開発計画

新潟市内にあって豊かな自然を残す鳥屋野潟に隣接するとともに、高速交通網の結節点に位置する鳥屋野潟南部地区約 270ha において、環日本海地域の拠点にふさわしい環境の優れたアメニティ空間の創出、新しい都市機能の導入を行うもので、民間活力の導入を図りながら、県・市・亀田郷土地改良区の三者で整備を推進している。

(1) 開発の目標

- ① 鳥屋野潟と一体になって、水と緑に恵まれた都市のオアシスとなるアメニティゾーンの形成。
- ② 新しいライフスタイルの創出に必要なアメニティあふれる文化・レクリエーション拠点の形成。
- ③ 環日本海地域の拠点として、国際交流の一環とした文化・産業交流、及び都市と農村の融合・交流を図る拠点の形成。

(2) 土地利用ゾーニング

開発区域を図－①に示すように 4 つの土地利用ゾーニングに区分している。

知事・市長・亀田郷土地改良区理事長による三者協議会が開催され、平成 18 年 3 月に総合レクリエーションゾーンからウェルネスゾーンへ、令和 4 年 3 月に住居ゾーンから住居・交流拡大ゾーンへそれぞれ名称変更された。

(3) 各ゾーンと関連道路の現況

- ① 〔ウェルネスゾーン〕ゾーン内の市有地では、平成 16 年度から新潟市民病院の移転新築工事に着手し、平成 19 年 11 月に開院した。

新市民病院周辺の民有地では、土地区画整理事業が行われ、病院関連施設の立地が進み、市民病院東側では新潟市アイスアリーナが平成 26 年 2 月に開業した。

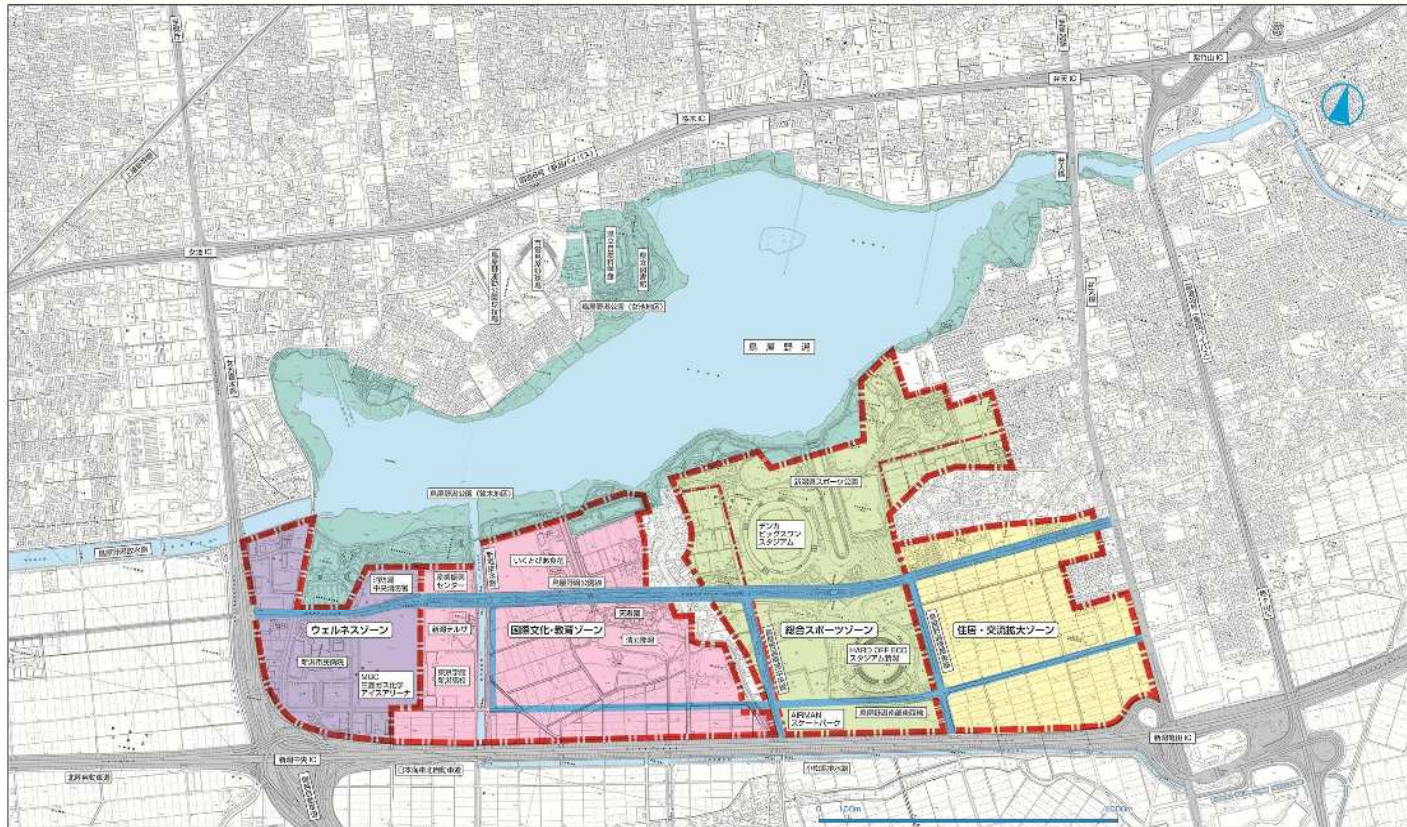
また、産業振興センター西側には、平成 27 年 12 月に消防局・中央消防署の新庁舎の運用を開始した。

- ② 〔国際文化・教育ゾーン〕現在、産業振興センター、新潟テルサ、東京学館新潟高校、天寿園が立地している。また、鳥屋野潟公園線北側においては、平成 26 年 2 月にいくとびあ食花がランドオープンした。
- ③ 〔総合スポーツゾーン〕県が事業主体となり、平成 3 年度から用地買収に着手し、平成 21 年 6 月には新潟県立野球場が、令和 5 年 7 月には、AIRMAN スケートパークが完成した。令和 5 年度末までに 68.0ha を新潟県スポーツ公園として供用開始している。
- ④ 〔住居・交流拡大ゾーン〕第一段階での開発として、鳥屋野潟公園線の北側(5.5ha)において、平成 23 年度より長潟南土地区画整理事業が行われ、平成 27 年度に換地処分が完了し、事業が完了した。
- ⑤ 〔関連道路〕ゾーン内の都市計画道路として鳥屋野潟公園線(全線供用済)、鳥屋野潟南部中央線、鳥屋野潟南部東線、鳥屋野潟南部東西線が位置付けられている。

なお、平成 17 年度にまちづくり交付金が採択され、平成 21 年度までの 5 カ年間に、新市民病院の周辺道路 8 路線、スポーツゾーン内の鳥屋野潟南部中央線と鳥屋野潟南部東西線の一部及び天寿園などの整備が完了した。

図一① 鳥屋野潟南部開発計画 土地利用ゾーニング図

鳥屋野潟南部開発計画 土地利用の基本的な方向



ゾーン名	面積	土地利用の内容	ゾーン名	面積	土地利用の内容
ウェルネスゾーン	37ha	市民病院を核に、関連施設の配置を行い、良好な療養環境の確保と快適な空間の形成を図るゾーン	総合スポーツゾーン	93ha	スポーツ・ヘルス機能等で構成するゾーン
国際文化・教育ゾーン	86ha	文化・国際交流・人材育成・研究開発等の機能を取り込んだゾーン	住居・交流拡大ゾーン	54ha	周辺環境と調和した良好な住宅地や、恵まれた立地を活かした交流拡大・発信機能等を配置するゾーン

新潟県立野球場



新潟県立スケートパーク



新潟市民病院



消防局・中央消防署



【景観】

1 景観計画区域内における行為の届出

景観法第16条の規定に基づき、新潟市景観計画に定める区域（景観計画区域：新潟市全域）において次の届出対象行為を行う場合には、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (3) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- (5) 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面（のりめん）の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

2 特別区域地区の設定

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」とし、4地区を設定しています。

- (1) 二葉町1丁目1区地区
日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区（面積 約3.4ha）
- (2) 信濃川本川大橋下流沿岸地区
本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区（面積 約133.7ha）
- (3) 旧齋藤家別邸周辺地区
江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された事業家や豪商の旧別荘といった歴史的建築物が建ち並ぶ地区（面積 約1.6ha）

(4) 旧小澤家住宅周辺地区

廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶみなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。（面積 約0.8ha）

3 景観アドバイザー会議

建築物や工作物、広告物等の意匠、色彩計画、緑地計画等について、良好な景観の形成や周辺の環境に調和させるために配慮すべき視点から、専門家がアドバイスをを行います。

景観アドバイザー

専門分野等	氏 名
アドバイザー会議座長 色彩・デザインなど	新潟大学教育学部 教授 橋本 学
建築物の意匠など	公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部 新潟地域会 代表 小松 康之
緑地計画など	新潟市造園建設業協会 副理事長 石山 透
広告物など	新潟県広告美術業協同組合 副理事長 佐藤 善成

4 景観形成推進組織

新潟市景観条例第24条の規定に基づき、一定の地区における景観の形成を目的とした組織で、所定の要件を満たすものを景観形成推進組織として認定します。現在、次の8団体が認定されています。

- (1) 二葉町1丁目1区景観形成推進会
- (2) 二葉町1丁目2区景観形成推進会
- (3) ウェルカム下町推進委員会
- (4) 小須戸本町通りの町並みを考える会
- (5) 本町再生プロジェクト
- (6) 古町花街の会
- (7) 旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会
- (8) 旧齋藤家別邸周辺地区景観形成推進会

5 助 成

認定された景観形成推進組織に対して、初年度は年20万円（助成率10/10）、2年度目以降は年10万円（助成率1/2）を上限に通算5年度を限度として、次に該当する活動に要する経費の一部を助成します。

- (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動
- (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレットの作成等の啓発活動
- (3) その他景観の形成のために必要な活動

【屋外広告物】

屋外広告物法及び新潟市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を主目的として、屋外広告物について必要な規制を行います。

1 規制内容

- (1) 広告物設置について（許可制度）
- (2) 許可地域・規格基準の設定
- (3) 広告物を表示・設置してはならない地域、場所の設定（禁止地域）
- (4) 広告物を表示・設置してはならない物件の設定（禁止物件）
- (5) 適用除外について
- (6) 広告物活用地区について
（指定地区） ・ 万代シティ広告物活用地区
- (7) 広告物協定地区について
（認定地区） ・ 鳥屋野潟湖南地区屋外広告物協定
・ 信濃川右岸地区屋外広告物協定
- (8) 屋外広告業について（登録制度）

2 景観事前協議

次のような景観上影響が大きいと考えられる大規模な屋外広告物を、1ヵ月を超えて掲出又は表示する場合については、許可申請の30日以上前に、届出書を提出し、市と協議を行います。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000

平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物若しくは工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

【歴史的まちなみの保全活用】

歴史的建造物の保全又はこれと調和した街並みを創出する事業や、歴史的建造物を新たに活用する事業に対して助成を行うことで、歴史的なまちなみの保全活用を図ります。

1 歴史的まちなみ保全事業助成金

歴史的まちなみの保全を図る新潟市景観計画特別区域内において、歴史的建造物の修理及びその他の建造物の修景事業に対して、かかる経費を助成します。

（1）助成対象者

・ 助成対象者：建造物の所有者・占有者、土地の所有者

（2）助成対象事業・経費

- (a) 建築物の修景
- (b) 工作物の修景
- (c) 修景にかかる設計等（設計・工事監理費）
- (d) 耐震改修
- (e) 耐震診断

（3）助成率・助成限度額

- ・ 助成率：1／2
- ・ 助成限度額：景観重要建造物 最大 1,050 万円
歴史的建造物 最大 575 万円
一般建造物 最大 210 万円

2 歴史的建築物活用事業助成金

歴史的まちなみの保全を図る新潟市景観計画特別区域及びその周辺において、本市に残る歴史的建築物を維持・保全することにより、魅力ある歴史的なまちなみの保全を推進するとともに、交流人口の拡大その他の地域課題の解決にも寄与することを目的に、当該歴史的建築物を活用して事業を行うものに対して、係る経費を助成します。

(1) 助成対象者

- ・助成対象者：歴史的建築物の所有者・占有者

(2) 助成対象事業・助成対象経費

- ・助成対象事業：歴史的な建築物を新たに活用する事業
- ・助成対象経費：耐震診断費、設計・工事監理費、外観修景費、内装整備費、耐震改修費、備品購入費、建築設備の整備、原材料費

(3) 助成率・助成限度額

- ・助成率：2／3
- ・助成限度額：800万円

信濃川やすらぎ堤利活用促進事業

◎令和８年度は、従来の民間マネジメント体制による一括運営エリアに加えて、引き続き本市が運営するエリアを設けることで、多様な水辺エリアの活性化を推進していきます。



ミズベリングのチラシ (R7)

Produced by snow peak

ミスベリング 水辺アウトドア ラウンジ at やすらぎ堤

2025

「水辺の非日常空間」
新瀬の豊かな自然を身近に感じることのできる『清流川やすらぎ堤』。
水都新潟を象徴するこの場所に、「水辺のアウトドアラウンジ」が登場します。
テーマは「アウトドア」と「食事」。

自然と人、人と人をつなぐ。水辺の非日常空間でのひとときをお楽しみください。

営業時間 Opening hours

OUT DOOR LOUNGE

平日/各店舗情報をご覧ください
土日祝11:00～22:00

※平日または土日は販売時間が異なります
※ドリンクテイクアウトオーダーは別途30分待ちです

清流川

N ST B2 岸側

上流側

1 PIG NIO
[ピグニオ]

街中で気軽に手ぶらでTBSO! 夏焼酎と、漬物と、酒肴と。美味しい料理で夏の汗やらのひたそかを癒してみたいという330以外にテイクアウトメニューもご用意しております。

【080-7443-1929】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 12:00～22:00

2 River Side Diner
[リバーサイドダイナー]

海苔・アツメで作るお灸入大根「ロイヤルシーチキン」、そのほかアカカル、お通の雑煮も充実!

【080-1480-3124】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 12:00～22:00

3 THOUSAND STOREHOUSE
[サウザンドストアハウス]

造り手のついでと反響に訪れたいた「アイド施設」Thousand Storehouse。アタゴノ料理と座敷をご提供ください。

【080-7420-4628】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 12:00～22:00

4 やすらぎレストラン

やすらぎ庭を境目に自然豊かなキャンパスなレストランが広がる。ビヤードサイクリング中心の子供子コースや、ボリューム満々の食卓コーディネートなど、じん肌から感じる癒しを感じてほしいのがコンセプトです。

【075-8474-0691】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 16:00～22:00

5 やすらぎガーデン

デザートアップグレードをご用意した料理を生産性なども確保するフードアドバイザー「佐藤氏」が厳選された食材と技術により新鮮なお肉のお刺身を提供いたします。

【080-8485-0784】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 16:00～22:00

6 月とアイス

本牧魚介「イカ」は「月」のアイスとのスイーツスタンド。季節のフルーツたっぷりのかわパスタや、ふわふわのかき氷、豪華なお肉のバリエーションが楽しめる。ぜひ、お肉の味を楽しんでみてください。

【075-8194-0785】来店予約電話：12:00～22:00
平日営業時間 / 12:00～22:00(雨天決まり)

7 Bandel Lounge
[バンディールounge]

駅前近所の中心地に於ける最先端の露天台と、やすらぎの夜を楽しむ音楽イベントを開催しているエリア。各地域からのライブパフォーマンスもあふれるように、さまざまなイベントプログラムを展開中。

都市交通政策課

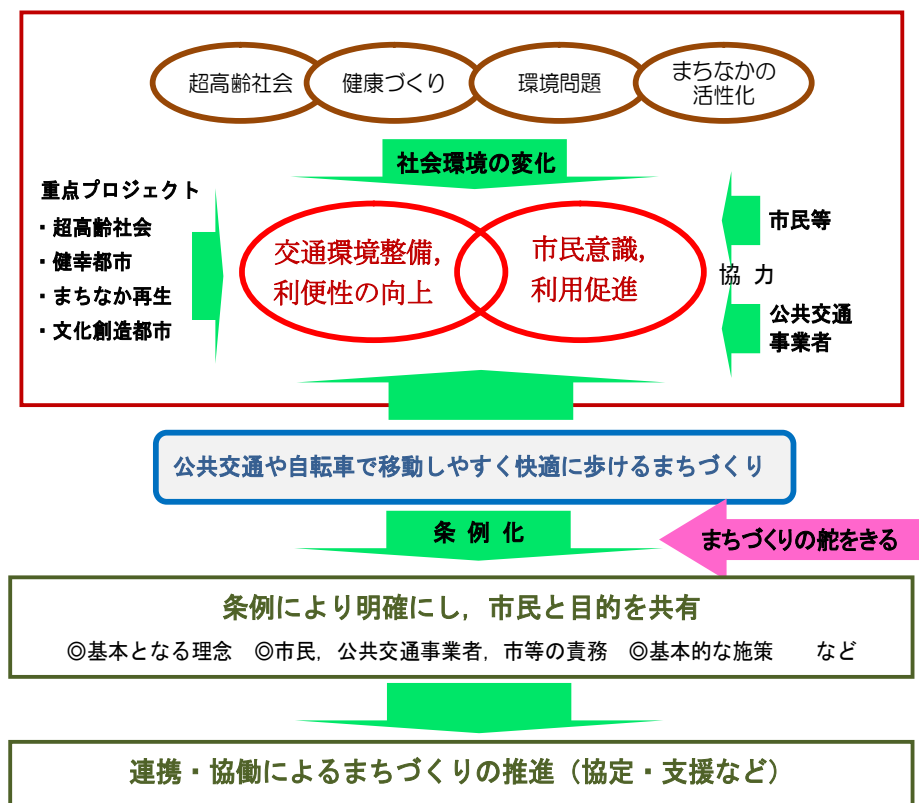


I 移動しやすいまちづくりに向けた条例の制定

1. 条例制定の目的

公共交通や自転車・徒歩が日常生活や社会生活に密接に関わるものであるという認識の下、過度にマイカー利用に依存することなく誰もが移動しやすいまちづくりを目指して、その方向性を明確にし、市民の皆さんと目的を共有するため、「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を平成24年7月に定めました。

＜条例のイメージ図＞



II 第3回新潟都市圏パーソントリップ調査(総合都市交通計画)

1. 背景

新潟都市圏では、自動車依存の高まりなどにより朝・夕のピーク時を中心とした道路混雑が緩和されないなど、様々な交通問題が生じています。また、都市をめぐる社会経済状況の変化とともに、交通を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような背景のもと、平成14年度から16年度の3ヵ年にかけて、国・県・市により「第3回新潟都市圏パーソントリップ調査」を実施し、将来のあるべき都市像を見据えた新たな総合都市交通計画を策定しました。

2. パーソントリップ調査(総合都市交通計画)の概要

(1) 基本方針

都市圏構造の構成要素ごとに、施策の基本方針を示します。

- 広域交通との連携：魅力確保に向けた広域交通の活用
- 都心部の交通：歩行者・公共交通を中心とした交通環境の形成
- 放射方向の交通：公共交通や自動車などによる軸の形成
- 環状方向の交通：道路によるネットワークの強化
- 周辺地区の交通：賑わいの創出

(2) 7つの重点施策

基本方針に沿った施策のうち、特に積極的な取り組みが必要なものを、重点施策として位置づけます。

- 新潟駅の広域交通結節機能の強化
- 空港アクセス機能の強化
- 公共交通の利用促進
- 都心部にふさわしい交通環境の創出
- 幹線道路網の整備促進
- 高速道路の有効活用
- 住民意識の向上促進

＜計画対象圏域＞



Ⅲ にいがた都市交通戦略プランの推進

1. 概要

本市の交通政策の基本方針である「にいがた交通戦略プラン」の策定から概ね 10 年が経過するなか、これまでの取り組みの事後評価を行うとともに、JR 新潟駅の高架化を契機とする拠点性の強化、人口減少、少子・超高齢化などの課題に対応するため、「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」の実現に向け、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を策定し、5 つの基本方針に基づき取り組みを進めていくこととしました。

2. 経緯

平成 29 年度より、国・県・市・交通事業者などの実務者レベルで構成される「にいがた交通戦略推進会議」と学識経験者・市民団体・経済、産業団体などで構成される「にいがた交通戦略プラン検討委員会」にて協議を行うとともに、市民アンケートやパブリックコメントなども実施しながら、新たな「にいがた都市交通戦略プラン」を令和元年度に策定

3. 戦略プランの内容

- 交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち
- 目標：県都新潟の拠点化を支える交通
安心して暮らせることで選ばれるまちを支える交通
- 5 つの基本方針と視点
 - ・多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（都心アクセスの強化）
 - ・都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（広域交通との連携強化）
 - ・まちなかの賑わいを創出する交通戦略（都心部での移動円滑化）
 - ・暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（生活交通の確保維持・強化）
 - ・みんなで築き上げる交通戦略（市民や関係者による協働）

4. 令和 8 年度の主な事業内容（交通分野）

- にいがた都市交通戦略プランの進行管理
- 区バスの運行や住民バスの運行支援、路線バスの運行補助
- 上所駅前広場等の整備推進
- バス連携協定に関する事業の推進
 - ・新たなバス運転士応援事業
 - ・未来に向けたバス利用促進事業
 - ・バスでおでかけキャンペーン事業
 - ・路線バス運行円滑化推進事業
- 高齢者を対象としたおでかけ促進事業「シニア半わり」の実施
- モビリティ・マネジメントの推進
- シェアサイクルの運営 など
- 生活交通効率化事業（AI を活用した予約型乗合バスの実証運行の実施）
- みんなで支える生活交通サポート事業（地域への車両貸与の社会実験実施など）



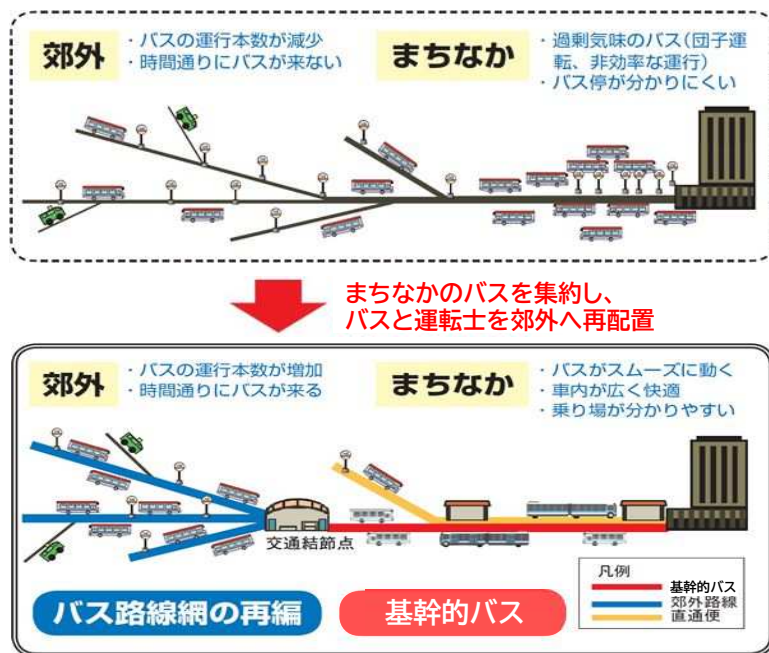
IV バスシステム

1. バスシステムの概要

新潟市が進めているバス運行の集約化・効率化を図るバスシステム（以降、バスシステム）とは、基幹的バスの導入と区バスや住民バスなどを含めた全市的なバス路線の再編により、将来にわたってバス路線を維持していくバス体系のことです。

都市機能が集積している都心部において基幹的バスを導入し、過度にマイカーに依存しなくても快適に移動できる、まちなかにふさわしい質の高い交通環境の実現を図ります。

また、多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を、基幹的バス路線として集約し、車両や運転手を再配置することで郊外路線の増便や路線新設をするなど、バス路線の再編・効率化を行い将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指します（図－1）。



図－1 バスシステムのねらい

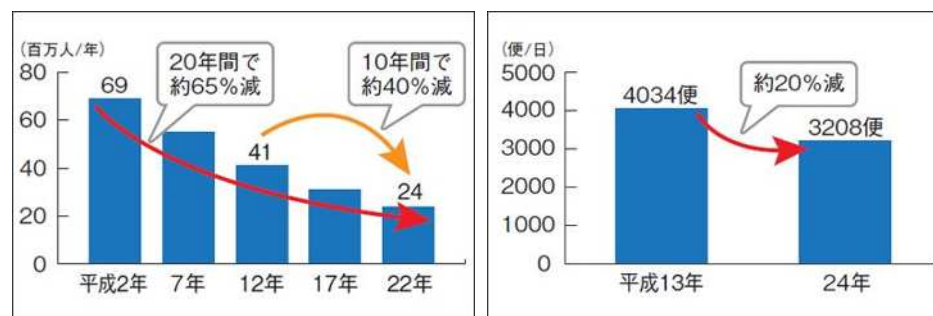
2. バス利用者数の減少に歯止めをかける

バスシステムを導入した理由は、バス利用者数の減少に歯止めをかけ、持続可能な公共交通体系の実現を図るためです。

マイカー依存度が高い新潟市におけるバス利用者数は、平成12年から22年までの10年間で約40%の減少、バスの運行便数は平成13年から24年までに約20%の減少となっていました（図－2）。

このため、高齢化社会の加速化により、これまでマイカーで移動してきた人が公共交通に頼らなくてはならなくなったときに、公共交通が利用しづらくなっているおそれがありました。

こうした状況から、将来を見据え、公共交通を抜本的に改善するためバスシステムを導入しました。



図－2 新潟市におけるバス利用者数とバス運行便数の推移

3. 段階的な機能向上

バスシステムの取り組みの中で、平成27年9月5日に、第1期運行区間である新潟駅～青山間に基幹的バスを導入しました。第2期として新潟駅から鳥屋野潟南部方面への延伸、さらには県庁方面とを結ぶ大きな環状線「基幹公共交通軸」の整備に向け段階的に取り組みます。

併せて、地域内の交通とともに、都心へのアクセス交通を充実させ、この環状線につなぐことで、すべての地域の方たちが、都心周辺のさまざまな都市機能、さまざまな施設を利用する際の利便性を向上させます。

4. 経緯

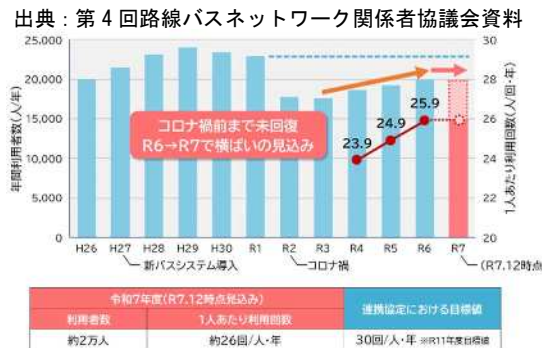
年度	概要
H20～H24年度	・オムニバスタウン計画 基幹公共交通軸でのバス運行、上屋整備、PTPS・ICカード・バスロケシステム導入などを実施
H22～H26年度	・新たな交通システム導入検討準備 3モード（BRT・LRT・小型モジュール）比較検討の結果、早期実現性などの観点から、BRT導入の提言を受け、BRT第1期導入計画公表 ・新潟交通㈱と「新バスシステム」の基本協定締結
H27年度～	・新バスシステム導入（BRT第1期区間運行：萬代橋ライン） まちなかで多くのバス路線が重複する区間に連節バスを導入し、集約・効率化⇒創出した運転士を郊外路線に再配置し、路線の維持・拡充 ・新型コロナウイルスによる生活環境の激変 バス利用者の激減及び運転士不足に伴う相次ぐ減便（便数維持が困難）
R5年度～	・新潟交通㈱と連携協定締結 連携事項：①利用促進、②運転士不足対策、③萬代橋ラインの継承、④南北一体化に資するバス交通の実現 協定目標：市民一人当たりのバス利用回数 30回/人・年

5. 新潟市のバス交通

新潟市では、運転士不足が深刻化する一方で、バスの利用者数はコロナ禍から回復傾向にあります。そのため、路線バスのネットワークをどう維持していくかが重要な課題となっています。「路線バスネットワーク関係者 協議会」などを活用し、関係者が協力して課題解決に取り組んでいきます。

◆バス利用者数の推移

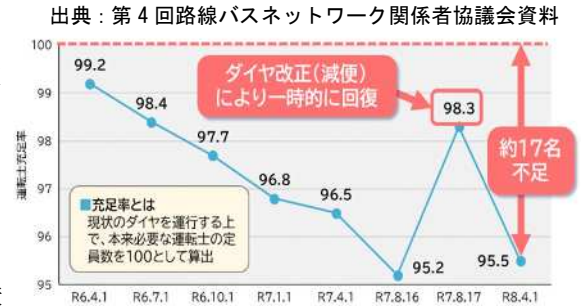
新バスシステムの導入により、利用者数は減少傾向から増加へと転じました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、増えていた利用者数は再び大幅に減少し、現在は回復傾向にあるものの、未だコロナ禍前の水準には戻っていません。



図－3 路線バス利用者数の推移

◆運転士の充足率

運転士不足は深刻な状況であり、運転士確保に向けた各種支援策や交通事業者による採用促進・処遇改善等の実施により一定の効果は出ていますが、退職者数が採用者数を上回っており、依然として厳しい状況が続いています。



図－4 運転士の充足率

6. 今後の取り組み

新潟市では、新潟駅の高架化により駅南北市街地が一体化し、さらに鳥屋野潟南部開発により新たな都心軸が生まれようとしています。

一方で、駅南方面ではバス利用者が増加しているにもかかわらず、運転士は減少しており、需要と供給のギャップが課題となっております。この課題に対応しつつ、南北市街地の一体化を支える公共交通を実現するため、連節バスの駅南方面導入に向けた社会実験を行うこととしています。



図－5 連節バスの駅南方面運行に向けた社会実験について

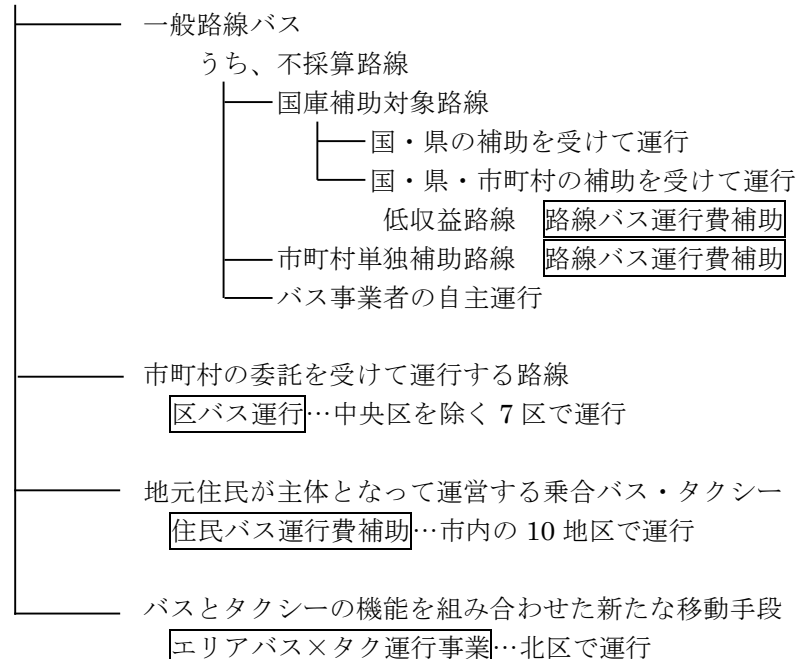
V 生活交通確保維持・強化事業

1. 背景

- (1) バス利用者の減少
- (2) 運輸政策審議会自動車交通部会答申（平成 11 年 4 月）
「乗合バス事業に関して地方公共団体がより主体的に関与することが適当」
- (3) 道路運送法の改正（平成 14 年 2 月）
不採算路線からの撤退が許可制から届出制へ変更
- (4) バス交通に対する国・県補助制度の改正（平成 14 年 10 月以降の運行）
生活交通路線として必要な広域的・幹線的なバス路線の運行維持
- (5) 道路運送法の改正（平成 18 年 10 月）
バス事業に係る規制の緩和
- (6) 地域交通の活性化及び再生に関する法律の改正（令和 2 年 11 月）
「地域公共交通の活性化及び再生への取り組み」が努力義務化

2. 路線バスの種類

■一般乗合旅客運送事業（道路運送法第 4 条）



3. 路線バス運行費補助について

(1) 事業概要

採算の取れない郊外を運行している路線バスに対し補助を行うことで、学生や高齢者など自動車を運転できない方の移動手段を維持・確保しています。

(2) 運行内容

- ◆国庫補助対象路線：7 系統（R7 年度実績）
→経常収益が経常費用の 11/20 に満たない低収益路線について補助
- ◆市単補助対象路線：15 系統（R7 年度実績）
→不採算路線で国庫補助の対象にならない路線について、運行費の欠損補助

4. 区バス運行事業について

(1) 事業概要

区役所への移動や、区内の生活拠点を結ぶなど、新たに生じた住民ニーズに対応すること等を目的に、地域のまちづくりと連携して、区が主体となり運行しています。

また、バスの位置情報システムや非接触型キャッシュレスシステムを導入する等、バス利便性の向上にも取り組んでいます。

(2) 運行内容（7 区 15 ルート）

- 北 区：太郎代浜ルート
- 東 区：河渡ルート、松崎ルート
- 江南区：アスパーク市民病院ルート
- 秋葉区：新津駅小須戸循環ルート
- 南 区：北部ルート、大鷲ルート、白根・さつき野ルート、東部ルート、
新飯田・茨曽根ルート、庄瀬ルート、まちなか循環ルート
- 西 区：坂井輪ルート、中野小屋ルート
- 西蒲区：中之ロルート



小型ノンステップバス

5. 住民バス運行費補助について

(1) 事業概要

バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、地域住民が主体となり運営する乗合事業に対し運行費の一部補助を行い、必要最低限の生活交通を確保します。

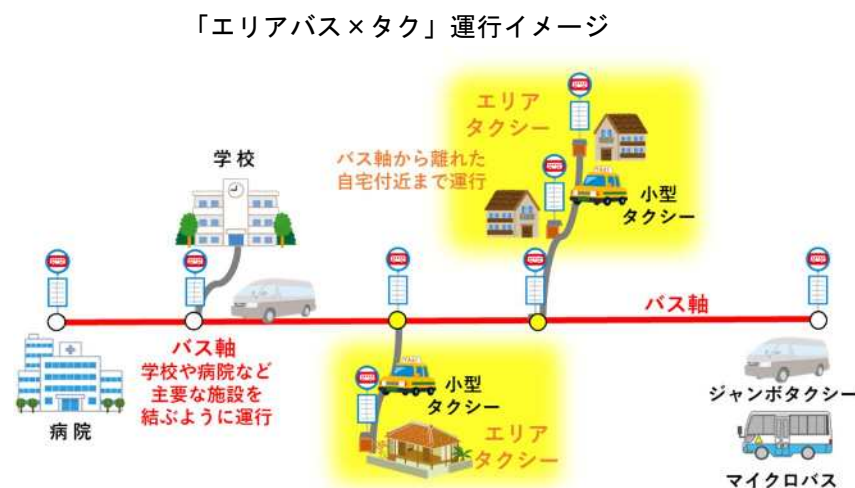
(2) 住民バス実施地区（10地区14路線）

北 区：島見町太郎代線、陽光ニュータウン・葛塚ルート
中央区：下町循環ルート
江南区：亀田酒屋線、曾川酒屋線、一日市大江山線、岡山大江山線、
南長潟大江山線、亀田循環ルート、横越北・南循環ルート
南 区：月潟ルート
西 区：四ツ郷屋赤塚ルート、内野上新町線

6. エリアバス×タク運行事業について

(1) 事業概要（実施地区：北区長浦地区）

デマンド型のバスを運行する「バス軸」と、小型タクシー車両により集落を区域で運行する「エリアタクシー」を組み合わせた公共交通「エリアバス×タク」により、持続可能な移動を確保していきます。



VI バリアフリーの推進

1. バリアフリー法について

バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、道路、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進することとされています。

本法律に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについての考え方を共有するため「新潟市移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を令和6年9月に策定しました。

また、このマスタープランを踏まえたアクションプランとなる「新潟市移動等円滑化基本構想」について、各施設管理者や高齢者・障がい者団体、学識経験者等からなる法定協議会にて検討・調整を行い、令和8年3月に策定しました。

今後も、マスタープラン・アクションプランに基づき、誰もが快適で安全に行動でき、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、公共交通事業者等と連携しながら、バリアフリー化の推進に取り組んでいきます。

2. バリアフリー化の取り組み事例

〔鉄道駅のバリアフリー化推進〕



JR 越後線小針駅
(H30 改札内エレベーター整備)

〔バリアレス縁石の導入〕



新潟駅バスターミナル
(R6.3 バリアレス縁石設置)

Ⅶ 羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会

～公共交通利用に向けた取組み～
(施策ポスター)

1. 概要

羽越本線沿線地域の恵まれた資源を有効活用するとともに、均衡ある国土形成のため、羽越本線及び白新線の複線化・高速化の推進を図るとともに新幹線の建設促進を図ることを目的とし、活動を行っています。

2. 主な活動

山形県庄内地区（会長：鶴岡市長）・秋田地区（会長：由利本荘市長）の同盟会とともに、促進大会やシンポジウムの開催を通じ、羽越本線高速化・新幹線整備に向けた機運の醸成を図り、国及び鉄道事業者に対する要望活動を実施しています。

3. 活動の方向性

在来線の高速化の実現に向け、以下のことについて重点的に促進します。

- 羽越本線の路線改良、複線化の推進などによる高速化の促進
- 防風柵の設置、気象観測体制の強化などによるさらなる安全性の向上、安定輸送の確保
- 新潟駅における新幹線と白新線・羽越本線の同一ホーム乗り換えを活かしたさらなる接続改善
- 羽越新幹線を整備計画路線に格上げするための法定調査の開始



港 湾 空 港 課



新潟港（西港区）



新潟空港

新潟港（東港区）

港 湾

1 新潟港の沿革

元和2年	(1616年)	長岡城主堀直寄によって港町としての基礎が築かれる	平成8年	(1996年)	新潟港が国から輸入促進地域(FAZ)の指定を受ける(3月)
寛文11年	(1671年)	河村瑞賢により西廻り航路の寄港地に指定			新潟港と大連港の間で友好港協定締結(6月)
明治元年	(1868年)	新潟港が五港(函館・新潟・神奈川・兵庫・長崎)の一つとして開港			東港区西ふ頭に国際海上コンテナターミナルが供用開始(暫定-12mで供用 9月)
明治29年	(1896年)	西突堤の建設工事開始			東港区西ふ頭にガントリークレーン3号機完成
明治42年	(1909年)	大河津分水事業の工事開始(1922年通水)	平成9年	(1997年)	新潟東港コンテナターミナル管理棟完成(11月)
大正4年	(1915年)	市営により県営ふ頭地区の修築工事開始(1926年完成)	平成10年	(1998年)	東港区西ふ頭地区にFAZ施設の定温薫蒸庫と定温庫が供用開始(4月)
大正12年	(1923年)	新潟臨港会社により臨港ふ頭地区の築港工事開始(1926年完成)	平成11年	(1999年)	北朝鮮, 韓国, 新潟を結ぶ北東アジア航路開設(8月)
昭和4年	(1929年)	日満航路開始 対岸貿易の門戸として栄える	平成12年	(2000年)	新潟港港湾計画改訂(7月) 「新潟みなとトンネル」貫通(8月)
昭和26年	(1951年)	重要港湾に指定	平成14年	(2002年)	「新潟みなとトンネル」, 「柳都大橋」供用開始(5月)
昭和27年	(1952年)	航行安全宣言	平成15年	(2003年)	万代島地区に「朱鷺メッセ(コンベンション複合施設)」が開業(5月)
昭和30年	(1955年)	海岸決壊 地盤沈下が激しくなる	平成16年	(2004年)	東港区に大型エックス線検査装置を配備(3月) 東港区西ふ頭にガントリークレーン4号機完成
昭和38年	(1963年)	東港区建設工事が太郎代地区において開始	平成17年	(2005年)	「新潟みなとトンネル」全線開通(7月) 「市道中央3-176号線(海岸道路)」開通(7月)
昭和39年	(1964年)	関屋分水路事業の工事開始 新潟地震発生 港湾施設も壊滅的被害をこうむる	平成18年	(2006年)	東港区ガントリークレーン強風により倒壊(11月)
昭和42年	(1967年)	特定重要港湾に指定	平成19年	(2007年)	東港区臨港地区指定(3月)
昭和44年	(1969年)	東港区開港	平成20年	(2008年)	東港区ガントリークレーン5号機供用開始(5月)
昭和47年	(1972年)	関屋分水路通水	平成22年	(2010年)	万代島地区に市民市場「ピア Bandai」開業(10月)
昭和55年	(1980年)	外航コンテナ船就航(トランスシベリアコンテナ航路)	平成23年	(2011年)	特定重要港湾から国際拠点港湾に変更(4月) 東港区西ふ頭4号岸壁の一部を供用開始(5月) 日本海側拠点港(総合的拠点港、国際海上コンテナ、LNG部門)に選定(11月)※LNG部門は直江津港と連名)
昭和56年	(1981年)	万代島ふ頭 旅客上屋等が完成・供用開始	平成24年	(2012年)	PORT OF THE YEAR 2011(特別賞)に選定される(1月) 東港区西ふ頭4号岸壁全面供用開始(6月)
昭和58年	(1983年)	東港区LNGバース供用開始	平成26年	(2014年)	新潟港コンテナターミナルの運営を民営化(4月)
昭和59年	(1984年)	東港区重量物荷役機械(ガントリークレーン)供用開始 内航コンテナ定期航路(日本海ライン)就航	平成27年	(2015年)	新潟港港湾計画改訂(3月) 西港区に信濃川右岸緑地(万代テラス)が完成・供用開始(5月)
昭和61年	(1986年)	新潟港港湾計画改訂(6月)	平成28年	(2016年)	東港区南ふ頭を大型客船受入可能に改修
昭和62年	(1987年)	東港区コンテナヤードの上屋が完成・供用開始	平成29年	(2017年)	東港区西ふ頭にガントリークレーン6号機供用開始(7月)
昭和63年	(1988年)	東港区東ふ頭に-14m岸壁が完成 台湾, 香港, 韓国を結ぶ東南アジアコンテナ航路開設 韓国釜山港との間に釜山航路開設	平成30年	(2018年)	万代島地区に万代島多目的広場の屋内広場が完成・供用開始(3月)
平成2年	(1990年)	東港区中央ふ頭に-13m岸壁が完成・供用開始	平成31年	(2019年)	西港区開港150年。東港区開港50年。
平成4年	(1992年)	新潟港とウラジオストク港の間で姉妹港協定締結	令和元年	(2019年)	東港区西ふ頭にガントリークレーン7号機供用開始。
平成5年	(1993年)	新潟～ウラジオストク客船航路開設	令和5年	(2023年)	海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)に指定(4月)
平成6年	(1994年)	新潟ポートセンターが東港区に完成			
平成7年	(1995年)	大連, 天津, 上海を結ぶ中国航路開設 日本海側唯一の中核国際港湾として位置づけられる 東港区西ふ頭にガントリークレーン2号機完成			

2 港 湾 施 設

港図-1

新潟港西港区



「写真提供：国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

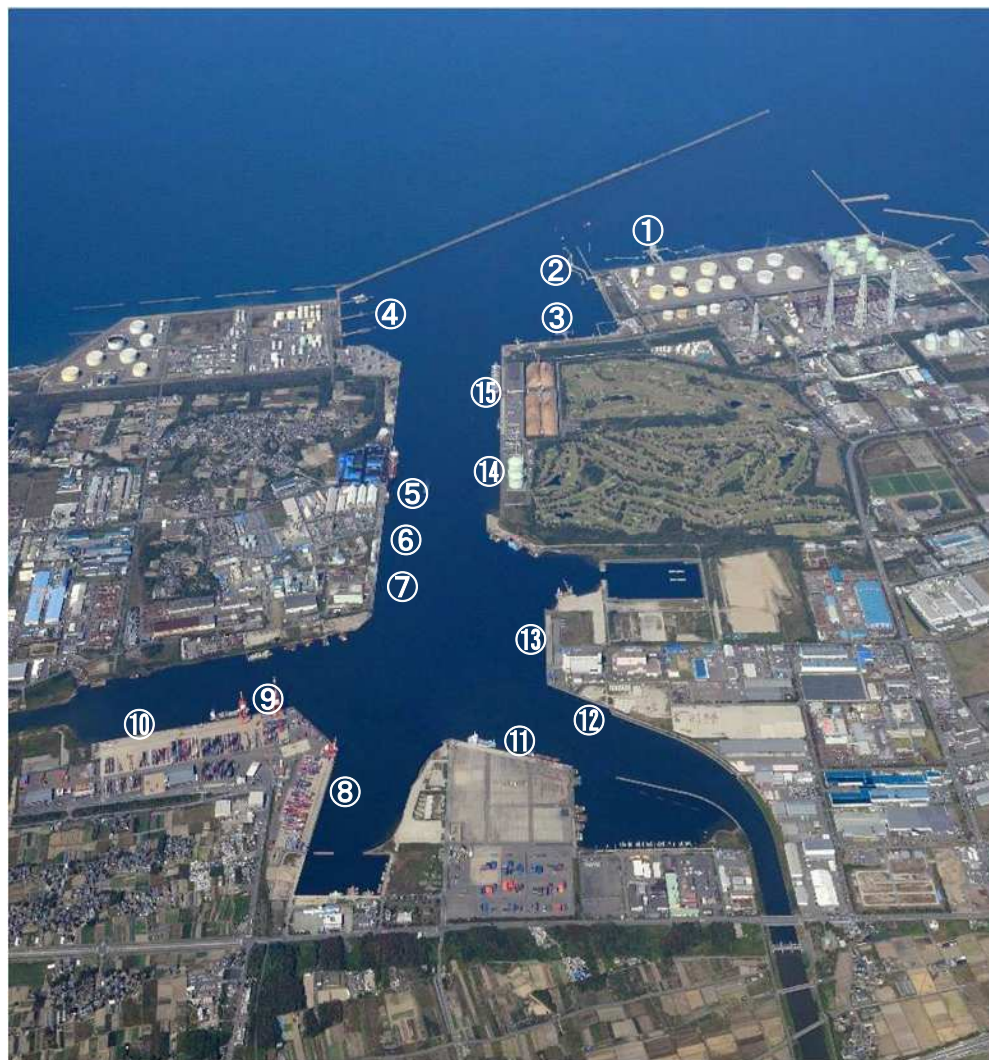
港表-1

主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	臨港ふ頭(民営)	1,550	4.0～11.0	8
②	山の下ふ頭 北側岸壁	330	9.0	2
③	山の下ふ頭 南側岸壁	260	7.5	2
④	北ふ頭1・2号岸壁	427	7.5～9.5	3
⑤	東ふ頭岸壁	231	7.5	2
⑥	中央ふ頭 北側岸壁	294	9.5	2
⑦	中央ふ頭 先端岸壁	137	7.5	1
⑧	中央ふ頭 南側岸壁	307	7.5	2
⑨	南ふ頭岸壁	288	7.5	2
⑩	万代島ふ頭	1,331	3.5～7.5	9

港図-2

新潟港東港区



「写真提供:国土交通省 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所」

港表-2

主要係留施設一覧

番号	名 称	延長(m)	水深(m)	バース数
①	新潟LNGバース(民営)	ドルフィン	14	1
②	東3号 さん橋	ドルフィン	13	1
③	東1号 さん橋	ドルフィン	13	1
④	西1号～3号 さん橋	776	7.5	6
⑤	中央ふ頭 岸壁	232	13	1
⑥	全農グリーンリソース 1号～2号岸壁(民営)	260 197	13 7.0	1 2
⑦	日本製鉄バース岸壁(民営)	250	7.5	2
⑧	西ふ頭 1号～2号岸壁	130 185	7.5 10	1 1
⑨	西ふ頭 3号岸壁	350	12	1
⑩	西ふ頭 4号岸壁	250	12	1
⑪	南ふ頭 木材1号～2号岸壁	370	10	2
⑫	全農サイロバース(民営)	100	6	1
⑬	東ふ頭 1号岸壁	280	14	1
⑭	ENEOSグローブガスターミナル新潟バース(民営)	150	6	1
⑮	中央ふ頭 東1号～2号岸壁	520	13	2

3 新潟港コンテナ航路

港表－3-1 外貿定期コンテナ航路

※2025年9月25日現在

航路名	船社名	配船日	寄港地						
			日	月	火	水	木	金	土
韓国航路	シノコー(シノコー成本) R3.8(R5.4改編)	週1便 (木)	釜山新港		直江津	秋田	新潟		釜山
	シノコー(シノコー成本) R3.2(R6.6改編)	週1便 (火)	釜山	釜山新港		新潟	富山	金沢	浜田
	Xプレスフィーダーズ(ヘスコ・エージェンシーズ) H30.9(R6.5改編)	週1便 (日)	釜山新港	釜山	玉溪	釜山	玉溪	光陽	
中国・韓国航路	天敬海運(CKマリタイム) H.19.10(H29.7改編) 高麗海運(高麗海運ジャパン) H.25.7(H29.7改編)	週1便 (土)	大連			浦項 釜山	釜山		新潟
			富山	直江津		蔚山 釜山 釜山新港			天津新港
	天敬海運(CKマリタイム) 汎州海運(アジアカーゴサービス) R2.4(R2.8改編)	週1便 (火)	釜山		新潟	富山	金沢		蔚山 釜山
			光陽		寧波	寧波 上海	上海		釜山
	高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R5.10	週1便 (木)	大連		釜山		新潟		秋田
			苦小牧	八戸		仙台	常陸那珂		
			釜山新港 釜山		蔚山	光陽		青島	
	高麗海運(高麗海運ジャパン) 南星海運(南星海運ジャパン) R5.10	週1便 (金)	清水	小名浜	仙台	釜石		新潟	境港
					釜山	蔚山 光陽			天津新港
				青島		釜山			
中国航路	神原汽船 H7.5(R4.6改編)	週2便 (火・金)		富山	新潟		小樽		
				上海			金沢	新潟	
					大連	青島		上海	

港表－3-2 国際フィーダー航路

※2025年3月15日現在

井本商運 R4.11(R6.8改編)	週1便 (水)	ひびき (北九州港)		秋田	新潟	直江津 富山		ひびき (北九州港)
		ひびき (北九州港)	神戸				神戸	ひびき (北九州港)

港表－3-3 内航フィーダー航路

※2025年3月15日現在

鈴与海運 R5.12(R6.5改編)	週1便 (土)			門司	博多		酒田	新潟
-----------------------	------------	--	--	----	----	--	----	----

4 港 湾 統 計

港表－４ 入 港 船 舶（令和６年）（単位：千トン）

年 次	合 計		外航船		内航船	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
平成29年	8,614	41,744	976	15,979	7,638	25,765
平成30年	8,351	40,924	881	15,387	7,470	25,537
令和元年	8,481	42,185	869	15,237	7,612	26,948
令和２年	7,653	41,016	759	13,615	6,894	27,401
令和３年	7,280	40,670	743	13,485	6,537	27,185
令和４年	6,980	40,357	762	12,635	6,218	27,722
令和５年	7,240	38,684	777	13,458	6,463	25,226
令和６年	7,933	39,949	816	13,400	7,117	26,549

港表－５ 外航船国籍別入港船舶（令和６年）

国 籍	隻数(隻)	総トン数(千トン)
日 本	35	1,232
パ ナ マ	244	3,578
韓 国	142	967
リ ベ リ ア	101	1,498
マーシャル諸島	55	1,184
シンガポール	47	410
中国（ホンコン）	31	432
そ の 他	161	4,099
合 計	816	13,400

港表－６ 船 舶 乗 降 人 員（令和６年）（単位：人）

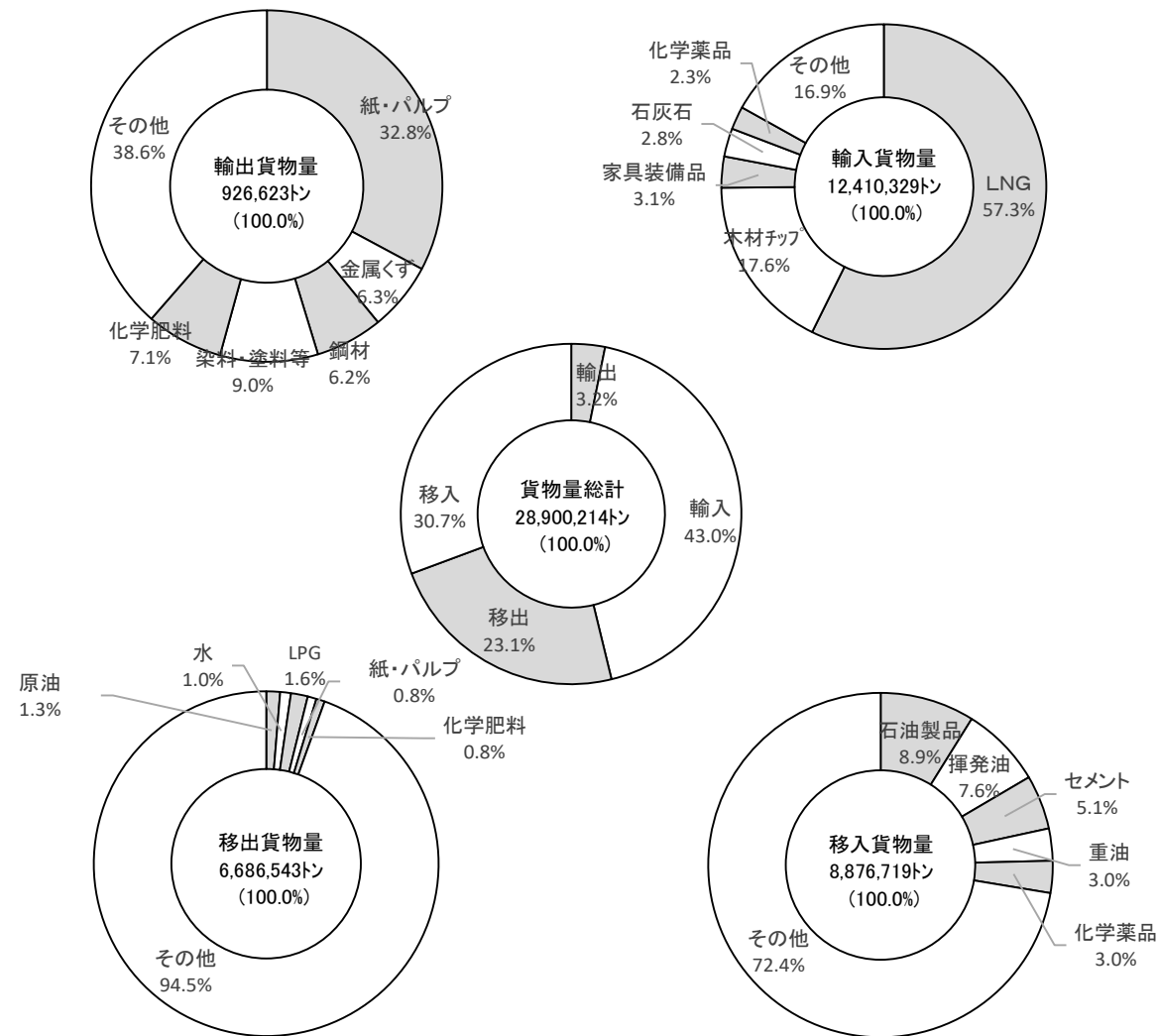
年次	合 計			外国航路			内国航路		
	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船	合 計	乗 船	降 船
平成29年	1,324,067	664,181	659,886	381	227	154	1,323,686	663,954	659,732
平成30年	1,330,708	666,539	664,169	1,029	440	589	1,329,679	666,099	663,580
令和元年	1,322,720	662,067	660,653	359	242	117	1,322,361	661,825	660,536
令和２年	669,749	331,713	338,036	0	0	0	669,749	331,713	338,036
令和３年	689,917	345,793	344,124	0	0	0	689,917	345,793	344,124
令和４年	887,464	441,520	445,944	0	0	0	887,464	441,520	445,944
令和５年	1,105,399	548,046	557,353	0	0	0	1,105,399	548,046	557,353
令和６年	1,170,298	586,455	583,843	0	0	0	1,170,298	586,455	583,843

港表－７ 出 入 貨 物 取 扱 量（令和６年）（単位：千フレート・トン）

年 次	合 計			外国貿易			内国貿易		
	合 計	輸移出	輸移入	合 計	輸 出	輸 入	合 計	移出	移入
平成29年	31,166	8,144	23,022	15,034	1,089	13,945	16,132	7,056	9,077
平成30年	32,297	8,365	23,932	15,195	1,131	14,064	17,102	7,234	9,868
令和元年	31,769	8,240	23,529	14,696	1,000	13,696	17,072	7,239	9,833
令和２年	28,414	7,374	21,040	13,178	961	12,217	15,236	6,413	8,823
令和３年	29,188	7,634	21,554	13,539	1,069	12,470	15,650	6,565	9,085
令和４年	28,174	7,606	20,568	12,472	1,011	11,461	15,702	6,596	9,106
令和５年	27,589	7,602	19,987	11,687	917	10,770	15,902	6,685	9,217
令和６年	28,892	7,609	21,283	13,337	927	12,410	15,555	6,682	8,873

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを１トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－８ 出入貨物構成（令和６年）



港表－９

輸出貨物仕向国別表（令和６年）

（単位：フレート・トン）

仕 向 国	貨 物 量
韓 国	264, 487
中 国	216, 003
ベ ト ナ ム	122, 637
台 湾	59, 976
マ レ ー シ ア	56, 130
タ イ	40, 499
中国（香港）	39, 036
そ の 他	127, 855
合 計	926, 623

港表－１０

輸入貨物仕出国別表（令和６年）

（単位：フレート・トン）

仕 出 国	貨 物 量
オーストラリア	2, 254, 203
中 国	1, 532, 493
ア メ リ カ	1, 128, 249
マ レ ー シ ア	1, 078, 467
ロ シ ア	780, 020
韓 国	686, 368
カ タ ー ル	643, 236
そ の 他	4, 307, 293
合 計	12, 410, 329

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを１トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－１１

外貿コンテナ貨物量（航路別）（令和６年）

（単位：フレート・トン）

年 次	合 計			東南アジア航路			韓国航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成29年	2,552,297	746,381	1,805,916	0	0	0	655,465	274,953	380,512	1,896,832	471,428	1,425,404	0	0	0
平成30年	2,647,596	807,882	1,839,714	0	0	0	758,895	287,847	471,048	1,888,701	520,035	1,368,666	0	0	0
令和元年	2,795,630	776,388	2,019,242	0	0	0	1,206,159	368,470	837,689	1,589,471	407,918	1,181,553	0	0	0
令和２年	2,692,621	719,865	1,972,756	0	0	0	1,053,579	343,570	710,009	1,639,042	376,295	1,262,747	0	0	0
令和３年	2,669,004	813,352	1,855,652	0	0	0	1,000,764	325,235	675,529	1,668,240	488,117	1,180,123	0	0	0
令和４年	2,504,065	804,992	1,699,073	0	0	0	694,107	239,767	454,340	1,809,958	565,225	1,244,733	0	0	0
令和５年	2,288,943	756,600	1,532,343	0	0	0	636,138	237,030	399,108	1,652,805	519,570	1,133,235	0	0	0
令和６年	2,330,315	725,619	1,604,696	0	0	0	1,818,820	703,841	1,114,979	511,495	21,778	489,717	0	0	0

※フレート・トン：容積は1.133立方メートル、重量は1,000キログラムを１トンとし、トン数は容積又は重量においていずれか大きい方を採用している。

港表－１２

外貿実入りコンテナ取扱個数（航路別）（令和６年）

（単位：ＴＥＵ）

年 次	合 計			東南アジア航路			韓国航路			中国航路			ロシア航路		
	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入
平成29年	122,629	40,398	82,231	0	0	0	33,637	14,872	18,765	88,992	25,526	63,466	0	0	0
平成30年	129,609	45,803	83,806	0	0	0	38,631	16,118	22,513	90,978	29,685	61,293	0	0	0
令和元年	128,256	39,225	89,031	0	0	0	58,344	20,288	38,056	69,912	18,937	50,975	0	0	0
令和２年	125,586	40,077	85,509	0	0	0	52,498	19,979	32,519	73,088	20,098	52,990	0	0	0
令和３年	125,159	41,821	83,338	0	0	0	50,313	18,044	32,269	74,846	23,777	51,069	0	0	0
令和４年	111,115	34,844	76,271	0	0	0	34,872	12,783	22,089	76,243	22,061	54,182	0	0	0
令和５年	106,824	37,206	69,618	0	0	0	33,829	14,660	19,169	72,995	22,546	50,449	0	0	0
令和６年	113,062	37,261	75,801	0	0	0	88,249	34,587	53,662	24,813	2,674	22,139	0	0	0

※ＴＥＵ：２０フィートコンテナ（長さ約６m）に換算して表されるコンテナ取扱個数の単位

5 新潟空港航空路線の経緯

昭和33. 3.	新潟空港, 米国空軍の接取解除となり日本政府に返還	8. 10. 1	新潟ー関西国際空港間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)
33. 6.	新潟ー東京間定期路線開設(全日本空輸, 40年12月日本国内航空に委譲)	8. 10. 31	新潟ー小松間通勤用定期路線休止
33. 8.	新潟ー佐渡間不定期路線開設(富士航空)	8. 11. 1	新潟ー仙台間通勤用定期路線開設(J-AIR 2便/日)
39. 6.	新潟ー札幌間及び大阪間定期路線開設(日本国内航空)	9. 7. 6	新潟ーグアム定期チャーター便就航 (コンチネンタルマイクロネシア航空 7/6~9/24 2便/週)
42. 6.	小松ー新潟ー丘朱間定期路線開設(全日本空輸)	9. 11. 4	新潟ー西安定期チャーター便就航(中国西北航空 11/4~11/21 2便/週)
47. 11. 1	新潟空港ターミナルビル新築	9. 11. 24	新潟ー札幌間定期路線休止(日本航空)
48. 6. 15	新潟ーハバロフスク間定期路線開設(日本航空 1便/週, アエロフロート 1便/週) 国内定期路線(札幌, 東京線)にジェット旅客機就航	9. 12. 27	新潟ー花巻間通勤用定期路線開設(J-AIR 1便/日)
49. 8. 10	新潟ー佐渡間定期路線開設(日本近距離航空)	10. 3. 21	新潟ー上海/西安間定期路線開設(中国西北航空 2便/週)
51. 9. 1	新潟ー大阪線 3便/日	10. 6. 1	新潟ーハルビン間定期路線開設(中国北方航空 1便/週) 新潟ー函館間定期路線休止(全日本空輸)
52. 6. 1	新潟ー札幌線 夏季 2便/日	10. 7. 2	新潟ーグアム間定期路線開設(コンチネンタルマイクロネシア航空 2便/週)
52. 7. 1	新潟ー名古屋間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)	10. 7. 5	新潟ーウラジオストク線就航(ウラジオストク航空 2便/週)
52. 10. 1	新潟ー大坂線にジェット便1便就航	10. 7. 17	新潟ー仙台間通勤用定期路線休止(J-AIR) 新潟ー名古屋間通勤用定期路線開設(J-AIR 1便/日)
54. 3. 1	小松ー新潟ー丘朱間定期路線休止(全日本空輸)	10. 8. 17	新潟ーハルビン線 2便/週
54. 12. 12	新潟ーソウル間定期路線開設(日本航空 1便/週, 大韓航空 2便/週)	10. 12. 1	新潟ー関西国際空港間定期路線休止(全日本空輸) 新潟ー大阪(伊丹)間定期路線開設(全日本空輸 2便/週)
54. 12. 26	新潟ー仙台間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)	10. 12. 19	新潟ーホノルル間定期路線開設(日本航空 1便/週)
55. 9. 30	新潟ー佐渡間定期路線廃止(日本近距離航空)	11. 6. 1	新潟ー旭川間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)
55. 10. 1	新潟ー佐渡間不定期路線運航(新中央航空)	11. 6. 14	新潟ーハバロフスク線就航(ダリアピア航空 2便/週)
56. 7. 1	新潟ー福岡間定期路線開設(全日本空輸 1便/日)	11. 7. 16	新潟ー福岡線就航(エア・ニッポン 2便/日)
56. 12.	新潟空港B滑走路2,000mに延長供用開始	11. 7. 30	新潟ーイルクーツク線再開(アエロフロート・ロシア航空 夏季運航1便/週)
57. 11. 15	上越新幹線開通(新潟ー東京等に影響で)	11. 10. 31	新潟ーソウル線 5便/週
58. 9. 1	新潟ー東京間定期路線休止, 昭和61年9月廃止(東亜国内航空)	12. 6. 7	新潟ーハルビン線 3便/週
59. 3. 1	新潟ー大阪線 4便/日	12. 7. 1	新潟ー関西国際空港間定期路線休止(日本エアシステム)
62. 2. 1	新潟ー福岡間定期路線休止(全日本空輸)	12. 9. 24	新潟ーハバロフスク貨物専用便再開(アエロフロート・ロシア航空)
62. 3. 1	新潟ー名古屋線 2便/日	13. 2. 1	新潟ーグアム線 2月~3月 4便/週
62. 9. 1	新潟ー大阪線 5便/日	13. 3. 26	新潟ー上海/西安線 臨時便上海間2便/週増便
63. 2.	新潟ーソウル線 大韓航空 3便/週	13. 3. 31	新潟ー花巻線休止(J-AIR)
63. 6.	新潟ーハバロフスク線 アエロフロート 2便/週	13. 7. 24	新潟ーハバロフスク線(ダリアピア航空)夏季1便増し, 3便/週
平成2. 8. 24	新潟空港拡張整備(B滑走路2,500m延長)工事着工	13. 9. 2	新潟ーソウル線(大韓航空)機材大型化
2. 10. 15	新潟ーハバロフスク貨物便 3便/週	13. 10. 28	新潟ーハルビン線(中国北方航空)1便増し, 4便/週
2. 11. 3	新潟ーソウル線 大韓航空 4便/週(日航とあわせ 5便/週に)	13. 12. 1	新潟ー伊丹線(日本エアシステム)1便増し, 4便/日
3. 1. 24	新潟空港ターミナルビル国際線専用施設完成	14. 3. 19	新潟ー佐渡線(旭伸航空)2機体制によりデイリー化
3. 4. 6	新潟ーハバロフスク, アエロフロート 3便/週(日航とあわせ 4便/週に)	14. 3. 31	新潟ーホノルル線(JALウェイズ)季節運航に変更
3. 6. 12	新潟ーイルクーツク間定期路線開設(アエロフロート 1便/週)	14. 4. 1	新潟ー名古屋・広島線(J-AIR) 機材リージョナルジェット化
3. 7. 20	新潟ー大阪線 夏季ジェット便 4便/日	15. 4. 1	新潟ー札幌線及び福岡線就航(日本エアシステム 1便/週)
4. 3. 1	新潟ー仙台間定期路線休止(全日本空輸)	15. 4. 2	新潟ーホノルル線運休(JALウェイズ)
4. 11. 20	新潟ー福岡間定期路線再開(全日本空輸 1便/日)	15. 4. 30	新潟ー上海/西安線(中国東方航空)新潟ー上海間1便増便し, 3便/週
5. 4. 1	新潟ーウラジオストク間定期路線開設(アエロフロート 2便/週)	15. 10. 1	新潟ー女満別線及び旭川線休止(日本エアシステム)
5. 11. 1	新潟ー小松ーソウル線休止(日本航空)(大韓航空 4便/週に)	15. 11. 1	新潟ー福岡線休止(日本エアシステム)
6. 3. 1	新潟ー広島間通勤用定期路線開設(J-AIR 1便/日)	16. 7. 10	新潟ーイルクーツク線再開(シベリア航空 1便/週 季節運航9月まで)
6. 3. 31	新潟ー佐渡間不定期路線廃止(新中央航空)	16. 8. 1	新潟ーソウル線協同運航開始(大韓航空)
6. 9. 4	新潟ー関西国際空港間定期路線開設(日本エアシステム 2便/日)	16. 10. 24	新潟ー羽田線臨時運航便 平成17年1月4日まで(日本航空/全日本空輸)
7. 2. 3	新潟ー小松通勤用定期路線開設(J-AIR 3便/日)	16. 10. 31	新潟ーソウル線毎日運航(大韓航空) (11月15日から平成17年1月31日まで中越地震の影響により5便/週運航)
7. 11. 1	新潟ー沖縄間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航3月迄)	16. 11. 1	新潟ー札幌線休止(日本航空)
8. 3. 28	新潟空港B滑走路2,500mに延長供用開始	17. 2. 17	新潟ー広島西線休止(J-AIR)
8. 3. 31	新潟ーハバロフスク線廃止(日本航空)		新潟ー名古屋(小牧)線(J-AIR 2便増便し, 3便/日)
8. 4. 1	新潟ー函館間定期路線開設(全日本空輸 1便/日 季節運航10月迄)		新潟ー名古屋(中部)線開設(全日本空輸 3便/日)
8. 4. 27	新潟ー佐渡間通勤用定期路線開設(旭伸航空 4便/日)	17. 10. 1	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し, 3便/日
8. 6. 2	新潟ー女満別間定期路線開設(日本エアシステム 3便/週 季節運航10月迄)		
8. 7. 11	新潟空港新ターミナルビル開業		
	新潟空港運用時間13時間化(7:30~20:30)		
8. 7. 19	新潟ー札幌間定期路線開設(日本航空 1便/日, 11/1~4/30 4便/週)		

平成17.11.1	新潟ー大阪(伊丹)線(日本エアコミューター)1便増便し,5便/日
18. 2.16	新潟ー神戸線開設(全日本空輸)2便/日
18. 3.26	新潟ー上海線(中国東方航空)1便減便し,2便/週
18. 6. 1	新潟ー神戸線(全日本空輸)1便減便し,1便/日
18. 7.21	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し,4便/日
19. 6.13	新潟ー神戸線休止(全日本空輸)
19. 7.16	新潟ー羽田線臨時便運航(全日本空輸)(中越沖地震の影響により臨時便運航)
19. 7.17	新潟ー羽田線臨時便運航(日本航空)(中越沖地震の影響により臨時便運航)
19.11. 1	新潟ー名古屋(中部)線(全日本空輸)1便減便し,2便/日
20. 4. 1	新潟ー佐渡線(旭伸航空)土日運休し,2便/日
	新潟ー福岡線(全日本空輸)1便減便し,1便/日
20. 9.19	新潟ーハバロフスク線廃止(ダリアピア航空)
20. 9.22	新潟ーハバロフスク線開設(ウラジオストク航空)2便/週
20. 9.30	新潟ー佐渡線廃止(旭伸航空)
21. 3. 1	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)1便増便し,6便/日
21. 4. 1	新潟ー札幌線間定期路線開設(北海道国際航空,全日本空輸共同運航)2便/日
21. 6. 1	新潟ー沖縄線季節運航から通年運航に変更(全日本空輸)
22. 3.28	新潟ーハバロフスク線(ウラジオストク航空)1便減便し,1便/週
	新潟ーウラジオストク線(ウラジオストク航空)1便減便し,1便/週
22. 6. 1	新潟ー沖縄線通年運航から季節運航に変更(全日本空輸)
22.10.31	新潟ーハバロフスク線通年運航から季節運航に変更(ウラジオストク航空)
	新潟ーウラジオストク線通年運航から季節運航に変更(ウラジオストク航空)
	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)2便減便し,4便/日
22.12.29	新潟ーハバロフスク線再開(ウラジオストク航空)1便/週
23. 1.11	新潟ーウラジオストク線再開(ウラジオストク航空)1便/週
	(3/16～3/21まで東日本大震災の影響により中国帰国チャーター便を24便運航)
23. 3.27	新潟ーハバロフスク線及びウラジオストク線運休(ウラジオストク航空)
	新潟ー名古屋(小牧)線休止(J-AIR)
23. 7. 1	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し,5便/日
23. 7.15	新潟ーウラジオストク線期間運航(ウラジオストク航空)7/15～8/26 1便/週
23. 7.29	新潟ー佐渡線就航(新日本航空)4便/日
23.10.30	新潟ー福岡線就航(フジドリームエアラインズ)1便/日
24. 3.25	新潟ー成田間定期路線開設(全日本空輸)1便/日
	新潟ー名古屋(小牧)線定期路線開設(フジドリームエアラインズ)1便/日
	新潟ー福岡線(全日本空輸)1便増便し,2便/日
	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便増便し,6便/日
	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)1便減便し,3便/日
24. 3.26	新潟ー上海線(中国東方航空)月・金便増便し,4便/週
24. 5. 7	新潟ー名古屋(小牧)線(フジドリームエアラインズ)1便増便し,2便/日
24. 7.13	新潟ー札幌線定期路線開設(日本航空)2便/日
24.10.28	新潟ー名古屋(小牧)線(フジドリームエアラインズ)1便減便し,1便/日
	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し,2便/週
25. 1.12	新潟ー台湾線就航(エバー航空)2便/週(2/23～定期)
25. 3.31	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)1便増便し,4便/日
	新潟ー上海線(中国東方航空)月・金便運休 2便/週
25. 4. 3	新潟ー台北線運休(エバー航空)
25. 4.12	新潟ーグアム線(ユナイテッド航空)期間運休 4/12～6/28
25. 4.26	新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し,3便/週
25. 7.15	新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し,4便/週
25. 7.30	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/30～8/13 計9便
25.10.27	新潟空港運用時間14時間化(7:30～21:30)
25.10.27	新潟ーソウル線(大韓航空)2便減便し,5便/週

25.12. 4	新潟ー台北線運航再開(エバー航空)2便/週
26. 3.30	新潟ーソウル線(大韓航空)2便増便し,1便/日
26. 4. 1	新潟ーグアム線(ユナイテッド航空)期間運休 4/1～7/18
26. 4. 2	新潟ー台北線運休(エバー航空)
26. 7. 1	新潟ー大阪(伊丹)線就航(IBEXスエアラインズ)1便/日
	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便減便し,5便/日
26. 7.15	新潟ーハバロフスク・ウラジオストク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/15～9/16 計31便
26.12. 1	新潟ーソウル線(大韓航空)2便減便し,5便/週
26.12.14	新潟ーグアム線運休(ユナイテッド航空)
26.12.25	新潟空港駐車場増設 1,130台⇒1,323台
27. 3.29	新潟ー大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便増便し,2便/日
	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便減便し,4便/日
	新潟ー札幌線廃止(AIRDO)運休
27. 7.21	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/21～8/29 計23便
	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便増便し,6便/週
27. 9. 1	新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し,7便/週
27.10.25	新潟ー札幌線(日本航空)1便増便し,3便/日
	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し,5便/週
28. 3.27	新潟ー札幌線(全日本空輸)1便増便し,2便/日
	新潟ーハルビン線(中国南方航空)2便減便し,3便/週
28. 7.23	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/23～8/30 計24便
28.10.30	新潟ーソウル線(大韓航空)2便減便し,3便/週
28.11. 4	新潟ー台北線チャーター便就航(ファーストエアラインズ)2便/週
29. 3.26	新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便減便し,2便/週
	新潟ー大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便増便し,3便/日
	新潟ー大阪(伊丹)線(全日本空輸)1便減便し,3便/日
29. 7.18	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/18～8/26 計11便
29.10.30	新潟ーソウル線(大韓航空)1便増便し,4便/週
29.11. 3	新潟ー台北線定期便化(遠東航空)2便/週
30. 2.26	新潟ーソウル線(大韓航空)1便増便し,5便/週
30. 3. 1	新潟ー大阪(関西国際)線開設(ピーチエアビエーション)1便/日
30. 3.30	新潟ーソウル線(大韓航空)2便減便し,3便/週
	新潟ーハルビン線(中国南方航空)1便増便し,3便/週
30. 4. 4	新潟ー台北線(ファーストエアラインズ)2便増便し,4便/週
30. 6. 1	新潟ー台北線(ファーストエアラインズ)2便減便し,2便/週
30. 7.19	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/19～8/26 計12便
31. 2. 1	新潟ーソウル線(大韓航空)2便増便し,5便/週
令和元.5.22	新潟ー台北線(ファーストエアラインズ)1便減便し,2便/週
元. 7.20	新潟ーウラジオストク・ハバロフスク線(ヤクーツク航空)期間運航 7/20～8/31 計12便
元.10.30	新潟ー香港線開設(キャセイドラゴン航空)2便/週
元.12.13	新潟ー台北線運休(ファーストエアラインズ)
2. 2.12	新潟ーハルビン線運休(中国南方航空)新型コロナウイルス(以下コロナ)の影響
	新潟ー上海線運休(中国東方航空)コロナ影響
2. 3. 6	新潟ーソウル線運休(大韓航空)コロナ影響
2. 3. 7	新潟ー香港線運休(キャセイドラゴン航空)コロナ影響
2. 3.12	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)2便減便し,2便/日(～3/28) コロナ影響
2. 3.21	新潟ー大阪(伊丹)線(IBEXエアラインズ)1便減便し,2便/日 コロナ影響
2. 3.29	新潟ー大阪(伊丹)線(日本航空)1便減便し,3便/日(～3/31) コロナ影響
2. 3.30	新潟ー台北線新規就航延期(タイガーエア台湾)コロナ影響

令和2年度新潟空港国内線航空路線の経緯

2. 4. 7 埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡に緊急事態宣言発令

- 2. 4. 16 全国に緊急事態宣言発令
- 2. 5. 14 39県で緊急事態宣言解除
- 2. 5. 25 全国で緊急事態宣言解除
- 5月初めから6月中旬にかけて1日あたり出発到着46便のところ14～16便程度まで減便
ピーチ・アビエーション：4. 10～6. 18まで全便運休
フジドリームエアラインズ：4. 28～5. 17まで全便運休
日本航空：5. 18～6. 14まで全便運休
- 2. 7. 22 東京都以外でGo To トラベル開始
8月は1日あたり出発到着46便中成田往復2便と中部の1往復2便を除く42便まで運航
- 2. 10. 1 東京都を含む全国でGo To トラベル開始
- 2. 12. 28 Go To トラベル停止
- 3. 1. 7 埼玉・千葉・東京・神奈川に緊急事態宣言発令
- 3. 1. 14 栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡に緊急事態宣言発令
1月下旬から2月末にかけて1日あたり出発到着44便のところ12～14便程度まで減便
ピーチ・アビエーション：1. 18～3. 12まで全便運休
フジドリームエアラインズ：1. 25～3. 7までほぼ全便運休

令和2年度新潟空港国際線航空路線の経緯

- 2. 6. 1 新潟—台北線新規就航（タイガーエア台湾）
※全期間運休
その他の国際線も全期運休中

令和3年度新潟空港国内線航空路の経緯

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が令和3年4月25日から9月30日にかけて就航先の北海道、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県を含む21都道府県に断続的に発令される。
その後、一時的に感染状況が落ち着くが、年明けの令和4年1月9日から3月21日まで（新潟県は1月21日から3月6日まで）再び、就航先の北海道、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県を含む36都道府県に断続的にまん延防止等重点措置が適用された。
以上のような状況から需要に応じた運航となり運休便が相次いだ。

※定期便の提供座席数としては前年より2割程度増えたものの新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前、令和元年度の6割程度に留まった。

- 4. 3. 27 新潟—成田線は現在まで全て運休中
新潟—神戸線開設（フジドリームエアラインズ）
新潟—名古屋（小牧）線（フジドリームエアラインズ）1便増便し、2便/日

令和3年度新潟空港国際線航空路線の経緯

航路予定便が全期間運休

令和4年度新潟空港国内線航空路線の経緯

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、5月まで伊丹・中部・沖縄便で減便
新潟—大阪（関西）線（ピーチアビエーション）：10. 30～2. 28 4便/週（年末年始・連休は1便/日）
新潟—成田線 全期間運休（全日本空輸）
5. 3. 26 新潟—中部線運休（全日本空輸）
新潟—神戸線運休（フジドリームエアラインズ）※4. 29～5. 7及び8. 10～8. 20は運航

令和4年度新潟空港国際線航空路線の経緯

- 5. 1. 17 新潟—台北線開設（タイガーエア台湾）2便/週
- 5. 3. 26 新潟—台北線一時運休（タイガーエア台湾）（～5. 11）
それ以外の運航予定便は全期間運休

令和5年度新潟空港国内線航空路線の経緯

新潟—大阪（関西）線（ピーチアビエーション）：10. 30 4便/週（年末年始・連休は1便/日）
新潟—成田線、新潟—中部線 全期間運休（全日本空輸）
新潟—神戸線 一部期間を除き運休（フジドリームエアラインズ）※4. 29～5. 7及び8. 10～8. 20は運航
6. 1. 31 新潟—丘珠線新規就航（トキエア）

令和5年度新潟空港国際線航空路線の経緯

- 5. 5. 12 新潟—台北線運航再開
- 5. 8. 26 新潟—上海線運航再開 2便/週
- 5. 10. 31 新潟—ソウル便運航再開 3便/週
- 6. 1. 15 新潟—ハルビン線運航再開 1便/週

令和6年度新潟空港国際線航空路線の経緯

- 6. 4. 26 新潟—仙台線開設（トキエア 4便/日）
- 6. 9. 27 新潟—名古屋（中部）線開設（トキエア 4便/日）
- 6. 10. 27 新潟—大阪（関西）線（ピーチ アビエーション）運休
新潟—名古屋（小牧）線（フジドリームエアライン）1便減便し、1便/日
- 7. 3. 30 新潟—神戸線開設（トキエア 2便/日）
新潟—札幌線（フジドリームエアライン）就航し、2便/日
新潟—札幌線（日本航空）運休

6 新潟空港利用状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：人、%)

			令和7年度				令和6年度		令和元年度				
			利用者数	利用率	対前年度比	対令和元年度比	利用者数	利用率	利用者数	利用率			
国内線	札幌線		225,886	67.7	102.8	141.8	219,667	64.8	159,350	64.2			
	仙台線		925	71.1	4.3	—	21,656	30.8	0	—			
	成田線		0	—	—	—	0	—	34,690	65.0			
	名古屋線		83,551	70.0	114.4	79.6	73,044	63.7	104,943	62.3			
	大阪線		558,557	79.7	103.5	99.6	539,776	71.3	561,010	67.3			
	神戸線		21,051	61.1	12,836.0		161	56.9	0				
	福岡線		128,003	79.3	103.0	111.3	124,287	78.2	114,964	69.9			
	沖縄線		40,482	73.5	82.6	108.6	49,003	61.8	37,276	49.6			
	臨時・チャーター便		2,927	64.0	163.2	48.9	1,794	66.9	5,989	61.1			
	国内計		1,061,382	75.3	103.1	104.2	1,029,391	69.0	1,018,222	65.6			
国際線	ソウル線		43,030	86.3	114.7	137.1	37,521	78.7	31,381	69.5			
	ハルビン線		3,190	46.0	37.4	8.2	8,532	52.9	38,731	64.8			
	上海線		11,464	65.5	70.9	75.6	16,178	63.9	15,164	62.4			
	台北線		30,907	82.6	96.1	204.8	32,148	85.0	15,094	58.2			
	香港線		0	—	—	—	0	—	13,195	65.2			
	定期計		88,591	79.3	93.9	78.0	94,379	74.3	113,565	64.8			
	チャーター機	ハバロフスク		0		0.0	0		(8便)	485	60.0		
		ウラジオストク		0		0.0	0		(1便)	259	64.1		
		その他	(16便)	976	76.4	136.9	18.9	(14便)	713	67.4	(38便)	5,160	72.6
		チャーター計	(16便)	976	76.4	136.9	16.5	(14便)	713	67.4	(50便)	5,904	71.0
国際計			89,567	79.2	94.2	75.0	95,092	74.3	119,469	65.0			
合計			1,150,949	75.5	102.4	101.2	1,124,483	69.4	1,137,691	65.5			

(利用率 = 利用者数 / 提供座席数)

【全体】

- 令和7年度は、国内線の好調から、利用者数が115万人超となり、前年度比102.4%、令和元年度比でも101.2%と、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回る結果となった。

【国内線】

- 沖縄線の運休などがあったものの、令和7年3月の神戸線の新規就航や大阪線の好調等により、前年度比103.1%（31,991人増）となった。

【国際線】

- ハルビン線、上海線の運休により、前年度比は94.2%、令和元年度比でも75.0%にとどまっている。

7 新潟空港定期航空路線（令和8年4月現在）

○国内線

路 線	航空会社	航空機	座席数	往 復	備 考
新潟ー札幌（新千歳）	全日本空輸（NH）	DM8-Q400	74席	2／F	（共運航）
	アット・セイフ・ライズ（JH）	エアバスA170	76席	2／口	
	日本航空（JL）	エアバスA175	84席		
新潟ー札幌（丘珠）	トキエア（BV）	ATR72-600	72席	1／F	
新潟ー成田	全日本空輸（NH）	—	—	—	運休中
新潟ー仙台	トキエア（BV）	—	—	—	運休中
新潟ー名古屋（中部国際）	トキエア（BV）	ATR72-600	72席	1／F	（共運航）
	アット・セイフ・ライズ（JH）	エアバスA170	76席	1／口	
	日本航空（JL）	エアバスA175	84席		
	日本航空（JL）	エアバスA190	95席	2／F	
新潟ー大阪（伊丹）	全日本空輸（NH）	B737-800	166席	2／F	（共運航）
	全日本空輸（NH）	DM8-Q400	74席	1／F	
	トキエア（BV）	CRJ700	70席	3／口	
新潟ー大阪（関西国際）	ピーチ・エーション（MM）	—	—	—	運休中
新潟ー神戸	トキエア（BV）	ATR72-600	72席	2／F	金・土・日・月曜日運航
新潟ー福岡	トキエア（BV）	CRJ700	70席	2／口	（共運航）
	アット・セイフ・ライズ（JH）	エアバスA170	76席	1／口	（共運航）
	日本航空（JL）	エアバスA175	84席		
新潟ー沖縄	全日本空輸（NH）	—	—	—	運休中

○国際線

路線	航空会社	航空機	座席数	往復	備考
新潟ーソウル	大韓航空（KE） 日本航空（JL）	A321neo	182席	3／週	火・木・土曜日運航 （共運航）
新潟ーハルビン	中国南方航空（CZ）	—	—	—	運休中
新潟ー上海	中国東方航空（MU） 日本航空（JL）	—	—	—	運休中
新潟ー台北	台湾航空（IT）	A320	180席	2／週	月・金曜日運航

8 新潟空港航空貨物輸送実績（令和7年度）

（単位：トン）

			令和 7 年度	令和 6 年度	対前年比	
					増減	比率
貨	国内線	発送	35	34	1	102.9%
		到着	20	24	△ 4	83.3%
		小計	55	58	△ 3	94.8%
物	国際線	発送	0	1	△ 1	0.0%
		到着	5	2	3	250.0%
		小計	5	3	2	166.7%
	小 計		60	61	△ 1	98.4%
	国 内 郵 便		81	90	△ 9	90.0%
合 計			141	151	△ 10	93.4%

9 新潟空港周辺環境対策

新潟空港では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、昭和52年、54年、57年に国が騒音対策区域を指定し、国の制度として、住宅の騒音防止対策工事及び空調機器の更新工事に対する助成措置がとられている。住宅騒音防止対策工事はほぼ終了しており、現在は空調機器の更新工事を実施している。

また、県市の独自対策として、空調機稼働にかかる電気料助成、防音サッシ修理費助成を実施している。
なお、平成24年に国が騒音対策区域の見直しを行い、第一種区域の指定を解除された区域に対し、令和3年度まで県市で経過措置を実施していた。

令和7年度の事業実施状況 (単位:円)

事業の内容		件(台)数	事業費	経費負担の内容内訳				
				国庫補助金	県補助金	市補助金	住民負担額	その他
国制度分	空調機器更新工事	43台	8,620,742	4,441,019	1,868,039	1,868,040	443,644	
県市独自対策	空調機稼働電気料助成	606件	17,589,600		8,794,800	8,794,800		
	共同利用施設空調機稼働電気料助成	3件	868,561		434,281	434,280		
	防音サッシ修理費助成	4件	96,800		38,720	38,720	19,360	
合 計			27,175,703	4,441,019	11,135,840	11,135,840	463,004	0



令和8年度 港湾空港課 主要事業

事業名	事業の概要
新潟港利用活性化事業	○万代島にぎわい空間の創造事業 万代島多目的広場（通称“大かま”）の指定管理によるにぎわい創出と効率的な管理運営を行うほか、万代島地区の更なるにぎわい創出と活性化に向け、民間活力を活かしつつ、市民市場（ピアBandai）とともに万代島地区の更なる交流人口の拡大を図る。
新潟港の利用促進	○自治体連携事業 新潟港背後圏内の自治体間による連携事業を実施し、新潟港の振興と地域経済活性化を図る。 ○コンテナ補助金 新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を行う事業者を支援し、新潟港の利用拡大を図る。
新潟空港運営継続支援事業	○新潟空港特定天井改修工事費負担金 新潟空港の耐災害性を強化するために新潟空港ビルディング(株)が実施する、ターミナルビルの特定天井の改修費用について、県と連携して支援する。 ○新潟空港設備整備支援事業費負担金 エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている新潟空港の機能維持に要する経費について、新潟空港ビルディング(株)に対し、県と連携して支援する。
空港周辺環境対策事業	○住宅騒音防止対策事業（国制度） 新潟空港周辺の防音工事実施住宅における空調機器更新工事の補助を行う。 ○電気料及び防音サッシ修理費助成事業（県市独自制度） 防音工事実施住宅に設置された空調機器の電気料助成、サッシ修理費助成を行う。
新潟空港整備事業	○新潟空港整備事業費負担金 国が実施する新潟空港施設整備等の工事費の一部を負担する。

技 術 管 理 課

技術管理課は、新潟市の実施する公共工事に関する技術基準や設計・積算基準の作成などの事業を行っています。

工事検査室は、新潟市が発注する公共工事及び設計委託業務等の検査・点検を行っています。



i-Construction

※国土交通省 i-Construction ロゴマーク

i-Construction : 建設生産システム全体の生産性向上を図り、
魅力ある建設現場を目指す国土交通省の取組の総称

1 土木積算基準、設計単価表および共通仕様書等の策定

新潟市が発注する土木工事等の設計金額を算出する根拠となる積算基準や設計単価を定め、編集しています。なお、施工や取引の実態を的確に反映するため、随時改定を行っています。

また、土木工事等の工事完成物や業務委託成果品の品質等について、発注者が求める事項を受注者に提示する共通仕様書や受発注者間のルールを解説した各種ガイドラインを定め、公表しています。

2 土木・建築積算システムの管理

新潟市の発注する土木・建築工事の設計積算業務において、正確で効率的に設計金額を算出するため、積算システムを運用しています。

土木工事の設計積算業務では、国土交通省が策定する「新土木工事積算大系」(※1)を採用しています。

建築工事の設計積算業務では、営繕積算システム等開発利用協議会において開発された「営繕積算システム(通称R I B C 2)」を採用しています。

(※1)「新土木工事積算大系」とは、①積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすく、②誰が積算しても標準化された同じような積算となるようにするための積算方法です。

3 公共工事の生産向上について

(1) C A L S の推進

“CALS”とはContinuous Acquisition and Life-cycle Supportの略語で、「継続的な調達とライフサイクルの支援」と訳されます。各種情報を電子化し、技術情報などをネットワーク経由で交換及び共有することにより、事業期間の短縮、コストの削減、生産性の向上などを図っています。

平成25年度以降は、「新潟市 CALS 導入拡大スケジュール」に基づいて、電子納品及び保管管理システムへの登録を実施しています。

新潟市 CALS 導入拡大スケジュール【土木工事】

年度			H25	H26	H27～
予定価格 (税込)	工事	区役所の事業 課で発注する もの	2.5 千万円以上	2.5 千万円 以上	1 千万円 以上
		上記以外※	5 千万円以上		
	業務委託		100 万円以上 (ただし、測量業務、地質調査業務は、 金額にかかわらず電子納品とする。)		

※: 各地域土木事務所、各地域下水道事務所、下水道管理センター、土木総務課、道路計画課 等

(2) 生産性向上等に係る各種試行

建設生産システムの生産性の向上や建設産業の担い手確保のため、平成29年度よりICT活用工事実施要領、「週休2日取得工事」実施要領や建設現場の「快適トイレ」設置の試行要領を定め、試行に取り組んでいます。

今年度(令和8年度)も、「ICT活用工事」「週休2日適用工事」及び「遠隔臨場」を引き続き実施または試行します。

・ICT活用工事の試行状況

年 度	実施件数
令和 6年度	1 件
令和 7年度	2 件

・週休2日取得工事の実施状況

年 度	実施件数
令和 6年度 竣工	545 件
令和 7年度 竣工	628 件

4 建設工事総合評価方式

「総合評価方式」とは、公共工事等の契約相手先を決定する入札方法の一つで、これまで主に行われてきた「価格競争方式」（標準的な設計・施工方法に基づいて最も安い価格で入札した企業を落札者に決定する方法）とは異なり、価格と企業の技術力とを総合的に評価して落札者を決定する方法です。

令和7年度には試行から実施に移行し、また、予定価格5千万円以上の発注工事は原則すべて総合評価方式を採用することとし、現在、その採用率を100%とすることを目指しているところです。



土木CAD研修状況

5 技術職員の人材育成

平成21年3月に「技術職員の能力育成に関する基本方針」を策定し、職場研修（OJT）や職場外研修（OFF-JT）、自己研修などによる能力向上を推進してきたところです。更なる技術力向上を図るため、平成29年3月に「土木技術職員人材育成計画」を策定し、運用を進めています。また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえ Web 会議システム等を利用した研修の開催など開催方法についても工夫を行い、充実した研修となるよう、改善を行いました。

技術管理課で取りまとめを行った研修の参加者延べ人数

年 度	内部研修	外部研修
令和 7 年度	7 5 1 人	9 0 人
令和 6 年度	6 6 8 人	1 1 0 人
令和 5 年度	1 2 6 人	1 4 5 人
令和 4 年度	3 1 4 人	1 8 8 人
令和 3 年度	5 3 人	1 9 0 人
令和 2 年度	5 7 人	1 3 0 人
令和 元年度	3 5 3 人	2 7 8 人
平成30年度	5 0 2 人	3 9 7 人
平成29年度	3 4 8 人	5 4 1 人
平成28年度	5 9 7 人	4 2 5 人

工事検査室

1. 工事検査

工事検査室では、当初設計金額 500 万円以上の工事について、しゅん工検査をはじめとする各種検査を実施しています。

500 万円以上は、専門検査員（技術管理課の職員）を中心に指定検査員（検査業務を委嘱した工事担当課の係長以上の職員）の協力を得るなど、円滑な業務の遂行に努めています。

工事検査の件数

検査種別	R3	R4	R5	R6	R7
しゅん工	673	685	666	665	726
出来形	9	9	9	16	14
完済部分	0	0	0	0	0
部分使用	162	214	146	162	125
中間技術	27	29	32	47	35
合計	871	937	853	890	900

2. 工事点検

適正かつ円滑な工事施工に資するため、10 月から 12 月にかけて国土交通省が行う公共工事の「施工体制に関する全国一斉点検」に参加し、さらなる施工体制の向上に努めていきます。

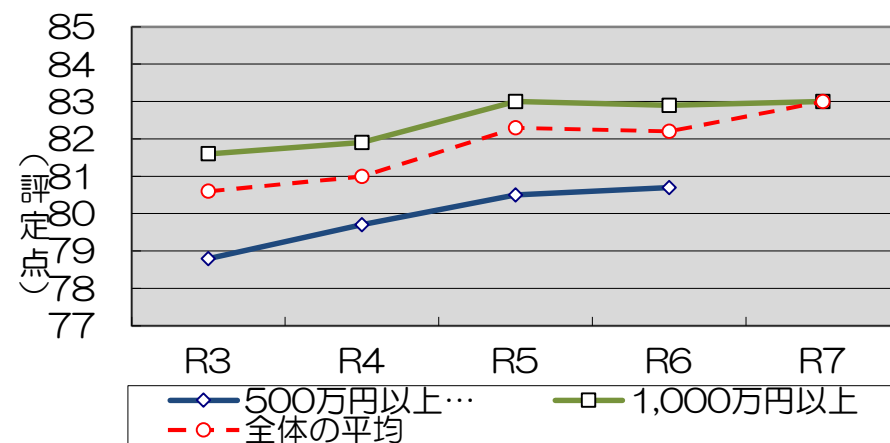
3. 工事成績評定

本市が発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的に工事成績評定を実施しています。

※R7 年度の 500 万円以上 1,000 万円未満は点数による評定は行っていない

年度別の工事成績評定点

項 目	R3	R4	R5	R6	R7
500 万円以上 1,000 万円未満	78.8	79.7	80.5	80.7	—
1,000 万円以上	81.6	81.9	83.0	82.9	83.0
全体の平均	80.6	81.0	82.3	82.2	83.0



優良工事表彰件数

年 度 部 門	R3	R4	R5	R6	R7
土 木 一 式	2	2	4	5	4
ほ 装	3	2	3	4	5
下 水 道	2	2	2	2	5
建 築 一 式	2	2	2	2	2
電 気	3	2	2	2	2
管	2	2	2	2	2
造 園	1	1	1	1	1
橋 梁	0	0	1	1	1
安 全 施 設	0	0	1	1	0
維 持 補 修	0	0	1	2	2
法 面 対 策	0	0	1	0	0
そ の 他	4	3	0	0	0
区 長 推 薦	8	8	8	8	8
優良工事計	27	24	28	30	32
下 請 企 業	14	12	18	15	18

4. 優良工事表彰

本市が発注する建設工事のうち、工事成績が特に優秀で、他の模範となる工事を施工した受注者を表彰することにより、本市における建設工事の品質確保と建設技術の向上発展に資することを目的に開催しています。

優良工事表彰は、以下の部門で構成され、主に工事成績評定点をもとに評価されます。

下請企業表彰は、優良工事の施工にあたり、その功績が特に顕著な下請企業を表彰するもので、優良工事の受注者が1件につき1業者推薦できます。

・令和7年度 優良工事表彰式

優良工事表彰者



下請企業表彰者



令和7年度 新潟市優良工事表彰式 令和7年11月19日
於 新潟県会館

新潟駅周辺整備事務所



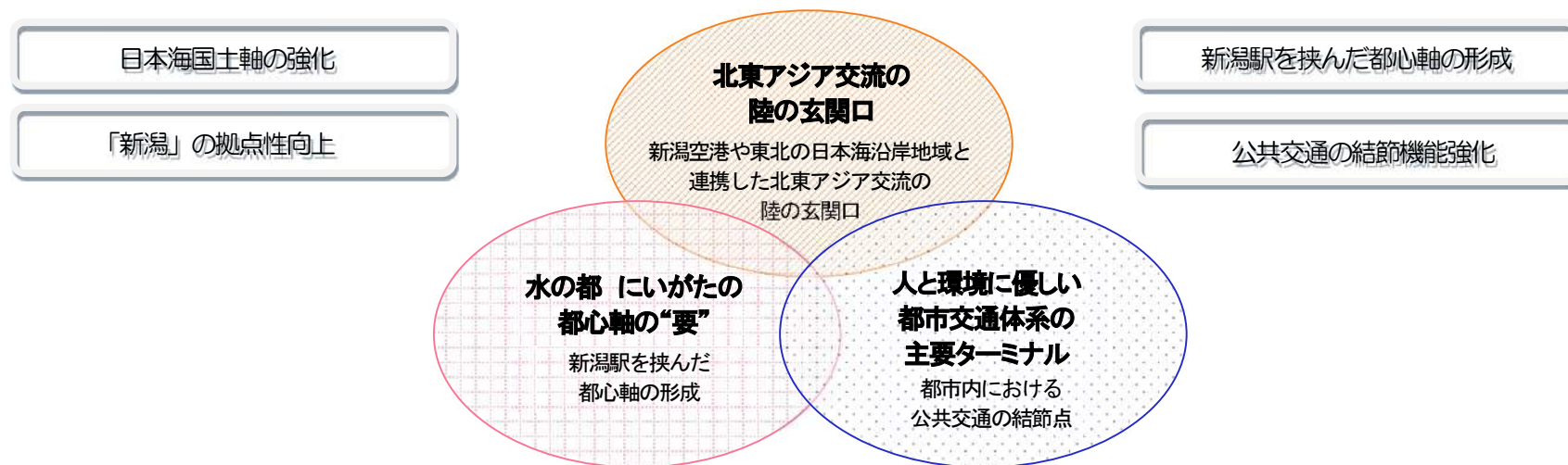
新潟駅万代広場(令和6年8月9日撮影)

I 新潟駅周辺整備について

1 事業目的

新潟駅周辺整備は、日本海拠点都市にふさわしい都市機能の強化に向けて、鉄道在来線の高架化や立体交差道路、関連幹線道路及び駅前広場などの都市基盤をはじめ、駅周辺市街地の総合的な整備を図るものです。

2 新潟駅周辺地区の役割と将来像



3 整備方針・目的と事業計画概要

連続立体交差事業 (鉄道高架化事業)

- 南北市街地の一体化（高架下空間の有効利用、区画道路の整備など）
- 踏切の除却による安全性・利便性の確保
- 新幹線・在来線同一ホーム乗り換えの利便性向上による日本海国土軸の強化（新幹線・在来線同一ホーム事業…完了）

事業計画概要

- J R 信越本線等連続立体交差事業 …全線高架化切換え完了
高架区間 L=約 2.5 km
（撤去踏切：米山踏切、天神尾踏切）…完了
高架側道（1～5 号）…1 号と 2 号の一部区間完了
区画道路（1～9 号）…1～5 号、7 号完了

関連幹線道路整備事業 立体交差道路整備事業

- 自動車の安全かつ円滑な交通の確保
- 歩行者、自転車の安全性・利便性の確保
- 電線類地中化による都市景観や都市防災の向上など

事業計画概要

立体交差道路整備

■新潟鳥屋野線	L=819m	W=30m	…完了
■新潟駅西線	L=831m	W=22m	
■新潟駅東線	L=750m	W=22m	
(※歩道・自転車道のみ)	L=144m	W=5.5m)	…完了
■明石紫竹山線	L=766m	W=18～20m	

関連幹線道路整備

■弁天線	L=330m	W=60m	…完了
■駅南線	L=144m	W=16m	…完了
■出来島上木戸線	L=1,855m	W=22m	

駅前広場整備事業
万代広場・新潟駅バス
ターミナル（高架下広場）の整備

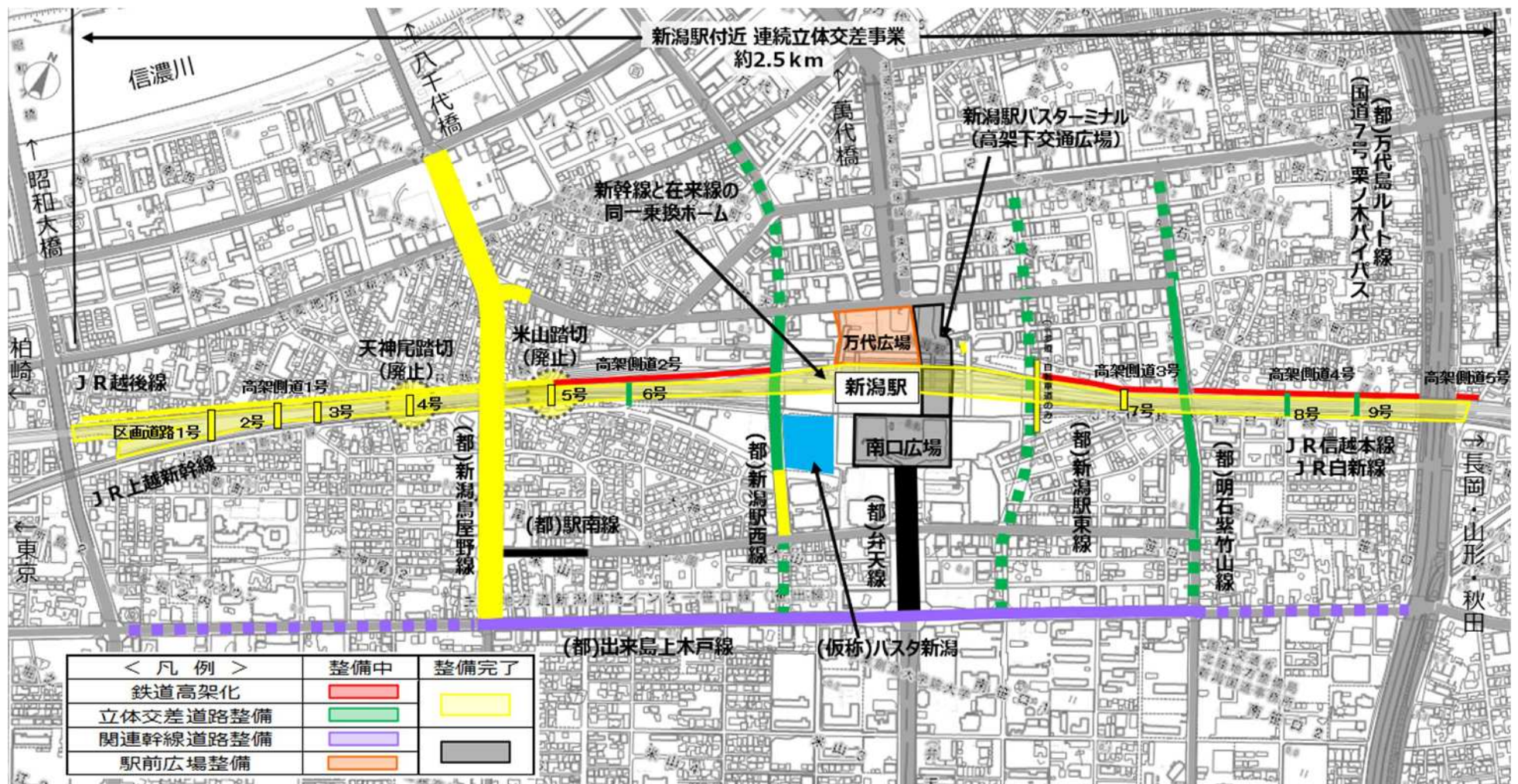
- 乗り換え利便性の向上
- 広場内へのバス・タクシー・一般車の入交解消
- 人を癒し、にぎわいの絶えない空間の創出

事業計画概要

- 万代広場 A=約 18,600 m² …部分整備完了
- 南口広場 A=約 14,000 m² …完了
- 新潟駅バスターミナル（高架下交通広場） A=約 4,400 m² …完了

その他の関連事業

- 駅周辺市街地の整備 …南口第二地区再開発事業完了
(駅周辺の土地の有効利用や高度利用の促進)
- 白山駅周辺整備事業 …完了



4 経緯

【年 度】	【主なトピック】
昭和62年度	- 国鉄分割民営化（新潟車両基地の移転決定により新潟駅周辺整備実現の可能性が浮上） - 鉄道連続立体交差化を含めた新潟駅周辺整備についての調査開始（調査主体：市）
平成4年度	- 新潟駅周辺整備対策室設置 - 新潟県・新潟市共同調査開始
平成6年度	連続立体交差事業調査採択（調査主体：県）
平成9年度	- 新潟駅周辺整備関係機関連絡調整会議設置 「旧国鉄清算事業団用地」取得（3.0ha 125.4億円）
平成10年度	「新潟駅周辺整備基本構想」の公表 - 新潟駅周辺まちづくり懇談会、地元自治会長説明会、シンポジウム、アンケート調査等の実施
平成11年度	- 基本構想周辺自治会等説明会の開催 - 市民意見交換会「わいわいガヤガヤ駅サイト」開催
平成12年度	- 連続立体交差事業着工準備採択（事業主体：県） - 新潟駅周辺計画課新設 「新潟駅周辺整備計画策定方針」の公表 - まちづくり駅際都シンポジウムの開催
平成13年度	- 新潟駅付近連続立体交差事業協議会設置 - 新潟駅付近連続立体交差事業促進期成同盟会設立 「新潟駅周辺整備計画素案」の公表、説明会の開催（19回） 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」開始
平成14年度	- ワールドカップサッカー大会における交通・情報実験の実施及び総合都市情報システム基本計画案の作成 「新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技」最優秀賞決定

平成15年度	・ 市議会「新潟駅連続立体交差事業及び総合交通体系調査特別委員会」設置 ・ 出張PRコーナーの開催、まちづくりセッションの開催 ・ 「都市計画素案の概要」説明会（9回）
平成16年度	・ 駅前広場等基本設計 ・ 「将来の新潟駅駅前広場を考える市民の集いワークショップ」の開催 ・ 新潟駅駅前広場整備に関する出張PRコーナーの開催
平成17年度	・ 「新潟駅周辺整備に関する都市計画素案」説明会開催（6回） ・ 「新潟駅周辺整備計画」都市計画決定を告示
平成18年度	・ 都市計画道路（新潟鳥屋野線・新潟駅西線・弁天線）都市計画事業認可 ・ 新潟駅付近連続立体交差事業 都市計画事業認可 ・ 「新潟駅南口広場実施設計ワークショップ」（3回）
平成19年度	・ 政令指定都市移行に伴い、新潟駅付近連続立体交差事業の事業主体が、県から市へ移管 ・ 都市計画道路（出来島上木戸線）事業認可 ・ 新潟駅付近連続立体交差事業計画変更事業認可 （「新潟駅新幹線・在来線共用ホーム整備事業」及びJR負担率変更（7%⇒8%）の認可） ・ 市民による新潟駅南口広場活用計画づくりワークショップ（3回）
平成20年度	・ 市民による新潟駅南口広場整備ワークショップ（3回） ・ コネクターキューブ図柄の市民アンケート実施 ・ 新潟駅舎南側歩行者通路（ペDESTリアンデッキ）供用開始 ・ 新潟駅南口広場バスエリア供用開始
平成21年度	・ 新潟駅南口広場工事完了 ・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（2回） ・ 新潟駅南口第二地区第一種市街地再開発事業施設建築物竣工 ・ 新幹線高架下情報発信施設「情報ポケット新潟」供用開始
平成22年度	・ 弁天線電線共同溝工事着手 ・ 白山駅周辺まちづくり勉強会開催（4回）

平成23年度	・ 新潟駅周辺整備の事業計画の見直し（工程、整備手順など） ・ 信越、白新線方での仮線切換え（2線実施） ・ 新潟鳥屋野線電線共同溝工事着手 ・ 新潟駅周辺整備関連道路事業検討会議開催（5回）
平成24年度	・ 弁天線全線供用 ・ 新潟駅仮ホーム（8・9番線）供用開始、6・7番線撤去 ・ 万代広場基本計画見直し実施及び部分整備基本計画策定（ワークショップ4回） ・ 都市計画道路（寄居浜女池線・白山）事業認可 ・ 出来島上木戸線電線共同溝工事着手
平成25年度	・ 白山駅駅舎及び自由通路供用 ・ 万代広場部分整備着手に伴い出張PR実施（2回）
平成26年度	・ 駅南線（けやき通り）供用 ・ 万代広場部分整備 及び 白山駅前広場整備 ・ 万代広場基本計画見直し実施（ワークショップ3回） ・ 越後線方での仮線切り替え ・ 寄居浜女池線（白山）供用
平成27年度	・ 白山駅駅前広場供用 ・ 万代広場部分整備供用
平成28年度	・ 新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗 ・ 新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗
平成29年度	・ 新潟駅周辺高架橋築造・駅舎上屋建築進捗 ・ 新潟鳥屋野線・出来島上木戸線整備進捗 ・ 新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（4回）
平成30年度	・ 越後線高架化完成（高架駅第一期開業） ・ 米山・天神尾踏切の除却 ・ 新幹線・在来線同一乗り換えホーム供用

令和元年度	・ 新潟鳥屋野線供用 ・ 新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（1回）
令和2年度	・ 新潟駅高架2番線ホームエレベーター供用 ・ 新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（2回）
令和3年度	・ 新潟駅万代広場等整備検討委員会開催（2回） ・ 信越本線・白新線高架橋完成
令和4年度	・ 在来線全線高架化 ・ 新潟駅バスターミナルの歩道の供用開始 ・ 区画道路1・2・3号供用開始
令和5年度	・ 新潟駅南口広場再編検討委員会開催（2回） ・ 新潟駅バスターミナル供用開始 ・ 万代広場東側（新潟駅バスターミナル部）供用開始 ・ 区画道路4・5号供用開始
令和6年度	・ 新潟駅南口広場再編検討委員会開催（1回） ・ 新潟駅東線（歩道・自転車道のみ）供用開始 ・ 区画道路7号供用開始
令和7年度	・ 新潟駅南口広場再編検討委員会開催（1回） ・ 新潟駅万代広場西側（タクシー乗降場）供用開始

5 令和8年度事業概要

事業名	概要
連続立体交差事業 (鉄道高架化事業)	鉄道を挟んだ南北市街地の一体化を図るため、高架側道や区画道路の整備を進めます。
立体交差道路の整備 関連幹線道路の整備	都市内交通の円滑化と歩行者・自転車の安全性確保のため、鉄道と立体交差する新潟駅西線や、関連する幹線道路の明石紫竹山線及び出来島上木戸線の整備を進めます。
駅前広場の整備	新潟駅の拠点化とにぎわいの創出及び公共交通結節点としての機能強化に向けて、「人・交通・自然が気持ちよく循環する都市の庭」をコンセプトとした万代広場の整備を進めます。
市街地再開発事業	新潟駅周辺地区におけるまちづくりの支援を行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。



万代広場の整備状況（令和8年3月撮影）

新潟駅周辺整備のスケジュール

平成30年度

高架駅第一期
開業・踏切除却



令和元年度

新潟烏屋野線
供用



令和4年度

R4.6.5
全線高架化



令和5年度

R6.3.31
新潟駅バスターミナル
(高架下交通広場) 供用



令和9年春
(目標)

万代広場完成



Ⅱ 新潟駅周辺地区の市街地再開発事業について

1 新潟駅万代広場周辺の再開発事業

弁天町地区では、昭和49年12月に再開発組合が設立され、昭和56年10月にはビジネスホテルをキーテナントとしたA工区が竣工しました。

これに続き、花園一丁目地区では平成14年11月に店舗やホテル、コミュニティホールなどを含む再開発ビルが竣工しました。

なお、弁天町地区B工区においては、平成12年度に基本計画、平成13年度には推進計画を作成し、事業化に向けた調整を行っています。

2 新潟駅南口広場周辺の再開発事業

新潟駅南口広場周辺では、昭和46年10月の上越新幹線の新潟駅乗り入れ決定を契機に、駅南地区約15.4haを対象に「新潟駅南口再開発基本計画」を策定しました。

第一地区は、市施行により、昭和53年に都市計画決定、昭和60年4月に「プラールカ新潟」としてオープンしました。

これを皮切りに、第四地区D3街区では、平成8年3月に事務所や駐車場を含む「新潟駅南センタービル」が竣工したほか、第二地区では、平成22年2月に、住宅、商業・業務施設を含む「LE XN/レクスン」が竣工しました。

また、E地区E2街区及びF地区F2街区では、それぞれ平成元年3月及び平成11年1月に優良建築物等整備事業等により共同住宅等が竣工しました。

その他の地区については、随時地権者と情報交換や協議を行うなど事業化に向けた支援を行っています。

新潟駅周辺市街地再開発事業等 区域図

